

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1	森林計画区の概況	
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	1
(2)	地況	1
(3)	土地利用の現況	1
(4)	産業別総生産額	2
(5)	産業別就業者数	2
2	森林の現況	
(1)	齢級別森林資源表	3
(2)	制限林普通林別森林資源表	5
(3)	市町村別森林資源表	7
(4)	所有形態別森林資源表	11
(5)	制限林の種類別面積	13
(6)	樹種別材積表	15
(7)	森林の被害	16
3	林業の動向	
(1)	保有山林面積規模別経営体数	17
(2)	森林経営計画の認定状況	18
(3)	-1森林組合の現況	19
(3)	-2生産森林組合の現況	20
(4)	林業事業体等の現況	21
(5)	林業労働力の概況	22
(6)	林業機械化の概況	23
(7)	作業路等整備の概況	23
4	前期計画の実行状況	
(1)	伐採立木材積	24
(2)	人工造林・天然更新別面積	24
(3)	間伐面積	24
(4)	林道の開設及び拡張の数量	24
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	24
5	林地の異動状況	
(1)	森林より森林以外への異動	25
(2)	森林以外より森林への異動	25
6	森林資源の推移	
	分期別期首資源表	26
7	その他	
(1)	スギ人工林間伐の目安	27
(2)	スギ一般材・良質材生産施業基準	27
(3)	市町村等による森林の整備の推進	32

参考資料で特に出典のないものは、森林整備課の資料である。

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位(面積:ha, 比率:%)

区 分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②/①×100	
		総数②	国有林③	民有林④		
総 数	495,292	346,866	156,014	190,853	70	
内 訳	秋 田 市	90,607	62,068	25,222	36,846	69
	大 仙 市	86,679	50,033	15,195	34,838	58
	仙 北 市	109,356	92,090	66,504	25,586	84
	美 郷 町	16,832	7,380	4,316	3,064	44
	横 手 市	69,280	37,607	1,778	35,829	54
	湯 沢 市	79,091	63,976	31,439	32,537	81
	羽 後 町	23,078	15,475	1,594	13,882	67
	東 成 瀬 村	20,369	18,237	9,966	8,271	90

注) 1 出典:①国土地理院「令和元年全国都道府県市町村別面積調」、③東北森林管理局計画課、
④秋田県森林整備課

2 単位未満四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

3 表中符号は、次のとおりである。

「空白」…該当のないもの。

(2) 地況

I 計画の大綱-1 自然的社会的経済的背景及び森林計画区-(2) 自然的条件の
ア及びイ参照のこと。

(3) 土地利用の現況

単位(面積:ha, 比率:%)

区分	総数 ①	森 計	林		農 地 ④		その他	
			国有林②	民有林③	総数	うち田		うち畑
秋 田 市	90,607	62,068	25,222	36,846	9,080	8,420	669	19,459
大 仙 市	86,679	50,033	15,195	34,838	19,900	18,300	1,620	16,746
仙 北 市	109,356	92,090	66,504	25,586	5,470	4,880	583	11,796
美 郷 町	16,832	7,380	4,316	3,064	6,590	6,160	421	2,862
横 手 市	69,280	37,607	1,778	35,829	17,600	15,500	2,120	14,073
湯 沢 市	79,091	63,976	31,439	32,537	6,650	5,800	847	8,465
羽 後 町	23,078	15,475	1,594	13,882	3,970	3,550	427	3,633
東成瀬村	20,369	18,237	9,966	8,271	617	388	229	1,515
計	495,292	346,866	156,014	190,853	69,877	62,998	6,916	78,549
構成比	100	70	31	39	14	13	1	16
対全県比	43	41	40	43	47	48	36	45
全 県	1,163,632	837,219	390,305	446,914	150,100	130,700	19,400	176,313
県構成比	100	72	34	38	13	11	2	15

注) 1 出典~①国土地理院「令和元年全国都道府県市町村別面積調」、②東北森林管理局計画課、
③秋田県森林整備課、④耕地面積は、第65次秋田県農林水産統計年報(平成29、30年)

2 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

3 表中符号は、次のとおりである。

「 - 」…該当のないもの。

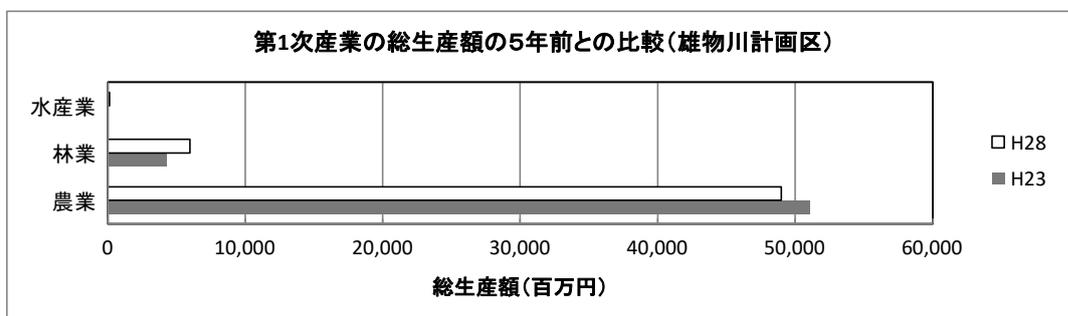
「 0 」…掲載単位に満たないもの。

(4) 産業別総生産額

単位(総生産額:百万円、比率:%)

市町村	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
秋田市	1,251,931	6,677	5,820	839	18	172,788	1,072,466
大仙市	248,364	12,341	11,494	841	6	57,792	178,231
仙北市	76,006	4,746	4,069	652	25	13,748	57,512
美郷町	43,202	3,920	3,793	127	0	8,441	30,841
横手市	293,125	16,847	14,647	2,199	1	72,379	203,899
湯沢市	133,256	4,865	4,057	757	51	34,844	93,547
羽後町	36,438	4,898	4,546	352	0	8,468	23,072
東成瀬村	6,755	750	558	189	3	1,716	4,289
計	2,089,077	55,044	48,984	5,956	104	370,176	1,663,857
構成比	100	3	2	0	0	18	80
全県	3,466,873	112,807	98,690	12,319	1,798	777,877	2,576,189
県対比	60	49	50	48	6	48	65

- 注) 1 出典:平成28年度版「秋田県市町村民経済計算」。
 2 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。
 3 表中符号は、次のとおりである。「-」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。

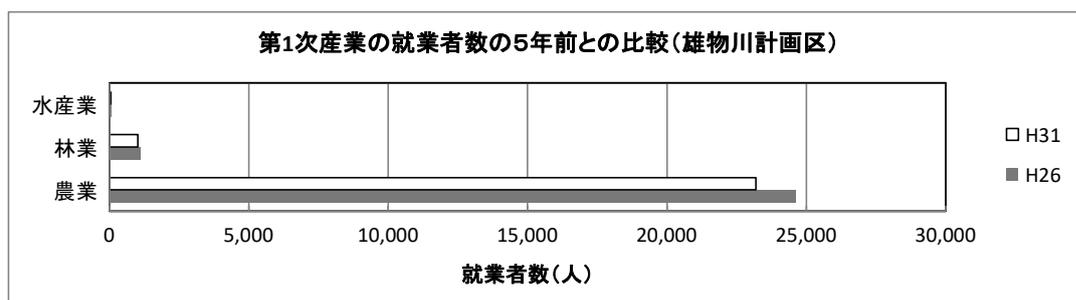


(5) 産業別就業者数

単位(就業者数:人、比率:%)

市町村	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	漁業		
秋田市	140,707	2,893	2,519	353	21	22,567	110,438
大仙市	41,500	5,713	5,570	137	6	10,617	24,805
仙北市	13,499	1,879	1,667	207	5	3,365	8,094
美郷町	10,549	1,789	1,771	18	-	3,177	5,553
横手市	46,718	7,559	7,430	127	2	11,587	27,398
湯沢市	22,848	2,839	2,722	107	10	7,330	12,596
羽後町	7,823	1,378	1,341	37	-	2,604	3,835
東成瀬村	1,318	197	163	33	1	441	680
計	284,962	24,247	23,183	1,019	45	61,688	193,399
構成比	100	9	8	0	0	22	68
全県	482,867	46,456	43,328	2,379	749	115,978	312,620
県対比	59	52	54	43	6	53	62

- 注) 1 出典:平成31年秋田県勢要覧
 2 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。
 3 表中符号は、次のとおりである。「-」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。
 4 総数には「分類不能の産業」を含む。



2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

林種	施業方法	針広別	樹種	年間成長量	区分	総数	1 齢級	2 齢級	3 齢級	4 齢級	5 齢級	6 齢級	7 齢級	8 齢級	9 齢級	10 齢級	11 齢級		
人	合計			706,794	面積	189,403	697	1,005	1,266	1,951	3,205	5,457	12,341	19,373	25,302	29,969	29,531		
					材積	48,577,987	-	8,534	48,029	136,556	842,619	2,238,133	4,064,845	5,488,848	7,047,659	7,590,341			
	(内数)	人工林計			642,801	面積	97,432	354	406	404	724	1,597	3,306	6,748	10,597	11,334	13,154	13,648	
						材積	35,138,651	-	392	14,203	60,722	216,409	607,349	1,550,450	2,912,409	3,566,684	4,674,317	5,317,329	
		針葉樹	スギ			628,577	面積	91,744	297	358	357	670	1,498	3,219	6,597	10,430	11,091	12,960	13,104
							材積	33,697,293	-	-	12,545	57,621	206,585	596,521	1,527,968	2,875,398	3,504,377	4,624,285	5,193,266
						639,947	面積	96,932	346	390	380	707	1,555	3,272	6,721	10,581	11,307	13,113	13,611
							材積	34,987,765	-	241	13,302	59,375	211,368	602,381	1,544,646	2,907,971	3,558,917	4,659,993	5,301,958
						626,214	面積	91,382	290	346	340	660	1,487	3,193	6,574	10,416	11,074	12,920	13,068
							材積	33,572,953	-	-	11,897	56,773	204,755	592,109	1,522,770	2,871,109	3,498,739	4,610,327	5,178,117
単層林		その他		11,215	面積	4,467	9	29	10	9	24	12	13	51	55	115	409		
					材積	1,218,413	-	-	465	795	2,860	1,936	2,222	9,997	11,457	27,233	103,928		
林	育成	広葉樹		2,518	面積	1,083	46	15	30	38	44	66	135	115	178	79	135		
					材積	196,399	-	241	940	1,807	3,753	8,336	19,654	26,865	48,721	22,433	19,913		
	育成	複層林計			2,854	面積	501	7	16	24	42	34	27	16	27	41	37		
						材積	150,886	-	151	901	1,347	5,041	4,968	5,804	4,438	7,767	14,324	15,371	
	育成	針葉樹	スギ		2,363	面積	362	7	12	17	10	25	23	15	17	40	36		
						材積	124,340	-	-	648	848	1,830	4,412	5,198	4,289	5,638	13,958	15,149	
	複層林		その他		249	面積	86	1	1	1	1	13	-	2	0	9	0	1	
						材積	21,411	-	-	21	47	1,763	-	336	6	1,973	42	189	
	天然	育成	広葉樹		242	面積	52	-	3	6	7	17	9	2	2	1	0	1	
						材積	5,135	-	151	232	452	1,448	556	270	143	156	324	33	
育成		天然林計			63,993	面積	91,970	343	599	863	1,227	1,609	2,151	5,593	8,776	13,968	16,815	15,883	
						材積	13,439,336	0	8,142	33,826	75,834	138,193	235,270	687,683	1,152,436	1,922,164	2,373,342	2,273,012	
育成		単層林	針葉樹	スギ	447	面積	301	30	14	3	6	14	14	1	8	7	22	29	
						材積	37,900	-	543	107	368	274	1,519	172	978	932	3,170	4,302	
育成		複層林	針葉樹		32	面積	11	0	-	-	0	0	0	-	-	-	0	2	
						材積	3,148	-	-	-	8	39	62	-	-	-	4	484	442
育成		天然林	広葉樹		415	面積	290	30	14	3	6	3	13	1	8	7	21	27	
						材積	34,752	-	543	107	360	235	1,457	172	978	928	2,686	3,860	
育成	複層林	針葉樹		1,772	面積	2,696	7	14	37	7	4	1	6	30	73	271	346		
					材積	395,175	-	298	1,184	368	347	116	725	4,111	10,038	37,938	48,727		
育成	天然	針葉樹		138	面積	56	-	-	0	-	1	0	0	2	1	2	1		
					材積	15,994	-	-	1	121	75	58	458	263	495	169			
育成	生林	針葉樹		1,634	面積	2,639	7	14	37	7	3	0	5	28	72	269	345		
					材積	379,181	-	298	1,183	368	226	41	667	3,653	9,775	37,443	48,558		
育成	天然	針葉樹		61,774	面積	88,974	306	571	823	1,214	1,602	2,137	5,586	8,738	13,889	16,522	15,508		
					材積	13,006,261	-	7,301	32,555	75,098	137,572	233,635	686,786	1,147,347	1,911,194	2,332,234	2,219,983		
育成	生林	針葉樹		5,416	面積	1,951	9	1	1	10	10	2	22	20	64	81	134		
					材積	578,990	-	31	933	1,139	384	5,453	5,507	16,925	25,690	36,753			
育成	天然	針葉樹		56,358	面積	87,023	559	715	390	385	512	823	1,168	1,693	2,164	5,290	8,536		
					材積	12,427,271	-	20,273	13,865	22,081	41,396	88,719	140,709	218,955	294,917	736,635	1,201,823		

林種	施業方法	針広別	樹種	区分	単位(面積:ha、材積:m3、成長量:m3、竹:束)																				
					12齢級	13齢級	14齢級	15齢級	16齢級	17齢級	18齢級	19齢級	20齢級	21齢級以上											
人	育成	合計	樹種	区分	20,221	14,599	8,865	4,371	3,813	2,452	1,739	1,325	1,055	1,589	6,035,836	4,865,607	2,868,324	1,335,305	1,340,070	938,055	802,630	677,560	486,214	713,879	
					面積	11,417	9,203	4,914	1,912	2,022	1,454	1,146	787	956	4,746,263	4,061,121	2,268,276	952,307	1,052,803	768,023	731,410	639,579	436,208	562,397	
					材積	10,014	7,928	4,216	1,759	1,923	1,348	1,085	701	906	4,365,486	3,704,336	2,068,964	907,956	1,023,651	735,853	710,649	622,816	409,667	549,349	
					面積	11,376	9,154	4,861	1,900	2,012	1,445	1,130	778	949	4,729,785	4,041,389	2,247,675	946,658	1,048,186	762,774	726,307	633,236	432,588	559,015	
					材積	9,985	7,894	4,189	1,748	1,915	1,339	1,070	698	903	4,351,914	3,688,586	2,055,930	902,369	1,019,586	730,775	705,575	616,574	408,042	547,006	
					面積	1,358	1,200	637	143	91	100	44	70	29	367,835	337,921	183,696	42,584	27,698	31,239	19,607	14,194	23,113	9,633	
					材積	34	61	36	10	6	5	17	9	17	10,036	14,882	8,049	1,705	902	760	1,125	2,468	1,433	2,376	
					面積	41	48	53	12	9	9	16	10	7	16,478	19,732	20,601	5,649	4,617	5,249	5,103	6,343	3,620	3,382	
					材積	30	35	27	11	8	9	15	3	4	13,572	15,750	13,034	5,587	4,065	5,078	5,074	6,242	1,625	2,343	
					面積	10	12	26	0	2	1	0	5	3	2,745	3,319	7,401	62	535	169	29	101	1,739	934	
					材積	1	2	0	-	0	0	-	2	1	8,805	5,396	3,951	2,459	1,791	998	387	180	268	633	
					面積	1,289,573	804,486	600,048	382,998	287,267	170,032	71,220	37,981	50,006	151,482	3,382	7,524	9,050	1,847	228	648	279	45	189	2,343
					材積	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	175	109	1,147	21	24	305	108	16	141	63
					面積	22	51	54	12	1	2	1	0	0	12	3,207	7,415	7,903	1,826	204	343	171	29	48	2,280
					材積	390	437	442	256	144	90	57	28	40	17	56,899	64,748	66,159	39,514	22,183	13,970	9,294	5,516	8,949	4,091
面積	8	9	8	9	3	1	1	2	3	4	2,119	2,669	2,419	2,593	948	237	265	740	1,139	1,225					
材積	382	428	433	248	141	90	57	26	36	13	54,780	62,079	63,740	36,921	21,235	13,733	9,029	4,776	7,810	2,866					
面積	8,392	4,908	3,452	2,190	1,646	904	328	151	227	604	1,229,292	732,214	524,839	341,637	264,856	155,414	61,647	32,420	40,868	145,048					
材積	230	334	248	188	131	105	88	76	50	146	67,958	98,517	73,319	57,816	39,778	32,897	28,170	24,286	16,401	47,013					
面積	13,175	15,847	14,563	7,843	4,548	3,225	2,059	1,536	830	1,160	1,887,013	2,300,759	2,142,000	1,169,384	687,333	493,806	320,035	249,366	148,904	249,298					
材積																									

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。

区分	面積	束数
竹林	3	0

区分	面積	材積
無立木地	783	0
伐採跡地	664	0
未立木地		
合計	1,448	0

区分	面積	材積
立木竹地	189,405	48,577,987
無立木地	1,448	0
民有林合計	190,853	48,577,987

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分	総数	立木										地			
		総数										林			
		合計					育成単層林					計		育成複層林	
		計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹
総面積	190,854	189,403	98,315	91,088	97,432	96,297	1,135	95,849	1,083	500	448	52			
材積	48,577,987	48,577,987	35,535,249	13,042,738	35,138,651	34,937,117	201,534	34,791,366	196,399	150,886	145,751	5,135			
成長量	706,794	706,794	645,627	61,167	642,801	640,041	2,760	639,947	2,518	2,854	2,612	242			
制限林	43,855	43,617	20,823	22,794	20,663	20,378	285	20,492	255	171	141	30			
普通林	10,353,216	10,353,216	6,983,888	3,369,328	6,890,879	6,857,363	33,516	6,846,557	31,446	44,322	42,252	2,070			
成長量	153,673	153,673	137,968	15,705	137,235	136,648	587	136,294	437	941	791	150			
面積	146,999	145,786	77,492	68,294	76,769	75,919	850	76,440	828	329	307	22			
材積	38,224,771	38,224,771	28,551,361	9,673,410	28,247,772	28,079,754	168,018	27,976,255	164,953	106,564	103,499	3,065			
成長量	553,121	553,121	507,659	45,462	505,566	503,393	2,173	503,653	2,081	1,913	1,821	92			

単位(面積:ha、材積:m3、成長量:m3、竹:束)

区分	立												地			竹林	無立木地		人工 林率
	天						然						計	伐採 跡地	無立 木地				
	合計			育成単層林			育成複層林			天然生林									
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹							
総 面積	91,971	2,018	89,953	301	11	290	2,696	56	2,640	88,974	1,951	87,023	3	1,448	784	664	51%		
材積	13,439,336	598,132	12,841,204	37,900	3,148	34,752	395,175	15,994	379,181	13,006,261	578,990	12,427,271	-	-	-	-	-		
成長量	63,993	5,586	58,407	447	32	415	1,772	138	1,634	61,774	5,416	56,358	-	-	-	-	-		
制限 面積	22,954	445	22,509	129	1	128	742	25	717	22,083	419	21,664	0	238	124	114	47%		
材積	3,462,337	126,525	3,335,812	18,364	419	17,945	113,098	6,961	106,137	3,330,875	119,145	3,211,730	-	-	-	-	-		
成長量	16,438	1,320	15,118	147	1	146	519	69	450	15,772	1,250	14,522	-	-	-	-	-		
普通 面積	69,017	1,573	67,444	172	10	162	1,954	31	1,923	66,891	1,532	65,359	3	1,211	660	550	53%		
材積	9,976,999	471,607	9,505,392	19,536	2,729	16,807	282,077	9,033	273,044	9,675,386	459,845	9,215,541	-	-	-	-	-		
成長量	47,555	4,266	43,289	300	31	269	1,253	69	1,184	46,002	4,166	41,836	-	-	-	-	-		

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。

「0」…掲載単位に満たないもの。

(3) 市町村別森林資源表

区分	立												地																				
	総数						人						工						林														
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹												
総数	190,850	98,314	91,085	97,429	96,296	1,133	96,929	95,847	1,082	500	449	51	48,577	987	35,535	249	13,042	738	33,138	524	201,534	34,987	1,147	150,886	145,751	5,135							
秋田市	36,845	21,925	14,419	21,396	21,240	156	21,338	21,184	154	58	56	2	9,424	350	7,365	883	2,058	467	7,206	022	40,068	7,150	116	39,880	16,024	15,836	188						
秋田市	19,340	18,974	12,214	11,653	11,568	85	11,608	11,524	84	45	44	1	4,993	294	4,017	640	975	654	3,854	274	24,007	3,830	681	23,928	13,514	10,414	79						
河辺町	8,222	8,113	4,455	4,488	4,482	16	4,484	4,438	46	4	4	-	1,938	816	1,421	204	517	612	1,429	478	12,387	1,416	429	12,397	966	956	-	-					
雄勝町	9,238	5,236	4,001	5,235	5,230	25	5,246	5,222	24	9	8	1	2,492	240	1,927	039	565	201	1,921	489	3,664	1,920	489	3,555	1,475	1,366	109	-					
大仙市	34,837	34,529	18,479	18,494	18,402	91	18,494	18,402	91	97	94	2	8,992	808	8,811	229	2,181	579	6,726	445	14,894	6,680	904	14,689	30,852	30,647	205	-					
大曲市	2,653	2,607	1,215	1,177	1,174	3	1,174	1,155	19	3	3	-	639	758	639	758	454	112	185	646	369	436	118	435	749	389	6,491	-	-				
神岡町	176,611	137,349	39,282	128,404	127,531	503	128,034	127,531	503	310	307	-	176,611	137,349	39,282	128,404	127,531	503	310	307	128,034	127,531	503	310	307	128,034	127,531	503	-	-			
西仙北町	10,566	5,453	5,052	5,381	5,347	34	5,371	5,337	34	34	34	0	2,644	085	1,951	635	692	450	1,926	201	4,795	1,922	306	4,772	3,895	3,872	23	-					
中仙町	1,523	887	626	869	863	6	867	861	6	6	6	-	436	812	343	886	92	926	338	357	337	191	1,166	337	316	1,166	1,041	2	-				
脇田町	12,243	12,093	7,094	7,089	7,063	26	7,095	7,001	24	64	62	2	3,255	558	3,255	558	2,568	845	4,860	713	4,860	2,568	845	4,860	2,568	845	4,860	2,568	845	-			
大田町	828	825	198	621	620	1	621	620	1	1	1	-	279	830	279	830	250	511	29	319	247	603	247	450	153	247	450	153	-	-			
仙北町	7,430	7,430	226	7,430	7,204	226	7,430	7,204	226	18	16	-	7,430	7,430	226	7,430	7,204	226	7,430	226	7,204	226	16	2	7,204	226	7,204	226	-	-			
南外村	6,382	6,357	3,118	3,028	3,012	16	3,027	3,011	16	16	16	0	1,552	724	1,097	687	1,070	758	1,067	936	2,822	1,070	691	1,067	779	2,822	157	1	-				
仙北市	25,685	25,255	13,402	13,704	13,303	401	13,606	13,216	390	98	87	11	6,547	172	6,547	172	4,751	981	1,795	211	4,751	981	1,795	211	4,751	981	1,795	211	1,010	-			
角館町	5,208	5,153	3,014	3,138	3,138	172	3,137	2,966	172	172	172	-	1,475	093	1,475	093	1,169	747	305	346	1,169	747	305	346	1,169	747	305	346	1,169	747	-		
田代湖町	11,086	10,918	5,066	5,587	5,475	112	5,517	5,410	107	70	65	5	2,800	337	2,800	337	1,923	450	876	887	1,923	450	876	887	1,923	450	876	887	1,923	450	-		
西木村	9,291	9,183	4,882	4,301	4,980	117	4,962	4,841	111	28	22	6	2,271	742	1,658	764	612	978	1,652	237	1,652	237	1,652	237	1,652	237	1,652	237	1,652	237	-		
美郷町	3,063	3,059	2,067	2,063	2,040	22	2,059	2,037	22	4	3	0	986	977	986	977	844	564	142	413	838	138	83	820	3,318	837	243	895	880	15			
六郷町	864	864	494	502	502	9	502	493	9	9	9	-	245	980	192	650	53	330	193	841	192	257	1,584	192	257	1,584	192	257	1,584	-			
千畑町	1,737	1,733	1,291	1,279	1,265	13	1,275	1,262	13	4	3	0	595	534	595	534	592	610	62	924	1,618	523	982	522	379	1,603	895	880	15	-			
仙南村	462	462	282	282	282	-	282	282	282	282	282	-	145	463	145	463	119	304	26	159	119	420	119	304	116	119	304	116	-	-			
横手市	35,829	35,760	16,397	16,015	15,854	161	15,904	15,773	131	111	111	0	8,607	634	8,607	634	5,897	699	2,709	935	5,747	906	5,730	801	17,105	5,719	674	28,232	25,905	2,327			
横手市	4,422	4,418	2,284	2,072	2,032	40	2,038	1,983	55	34	25	9	1,153	487	1,153	487	899	472	324	015	800	668	796	665	4,003	791	1,337	3,059	9,451	8,587	944		
増田町	4,395	4,387	1,941	1,876	1,864	13	1,863	1,855	8	13	13	5	1,031	622	1,031	622	698	805	332	817	677	319	675	288	1,511	673	283	671	940	1,343	4,036	3,868	168
平鹿町	567	566	257	310	299	4	299	295	4	4	4	-	130	940	130	940	86	674	44	266	81	194	80	616	578	81	194	80	616	578	-	-	
雄物川町	2,754	2,753	1,617	1,523	1,509	14	1,509	1,509	14	14	14	0	735	537	735	537	586	387	149	150	557	442	555	414	552	388	825	4,028	3,651	377	9		
大森町	6,430	6,397	3,573	3,478	3,478	26	3,478	3,478	26	26	26	5	1,660	314	1,660	314	1,275	501	384	813	1,239	245	1,236	493	2,752	1,232	493	1,232	493	1,232	493	1,232	493
十文字町	1,232	1,232	1,133	99	1,006	-	1,006	1,006	-	-	-	-	1,232	1,232	1,133	99	1,006	1,006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
山内村	17,239	17,217	6,865	10,353	6,817	64	6,753	6,753	64	64	64	2	3,888	176	3,888	176	2,414	828	1,473	348	2,386	176	2,379	117	7,059	2,382	291	6,820	3,885	3,646	239		
大雄村	6,326	6,326	4,899	1,427	1,427	-	1,427	1,427	-	-	-	-	6,326	6,326	4,899	1,427	1,427	1,427	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中空白は、次のとおりである。

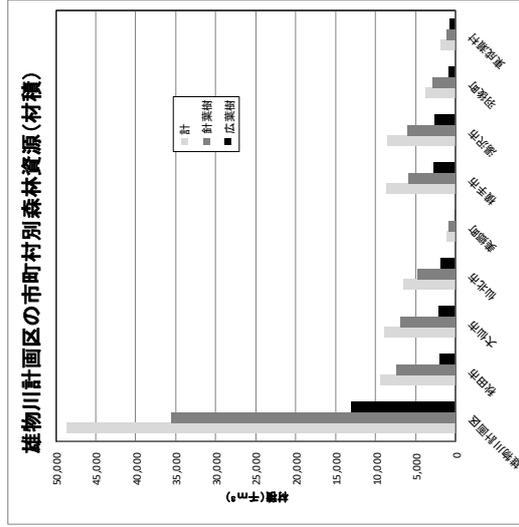
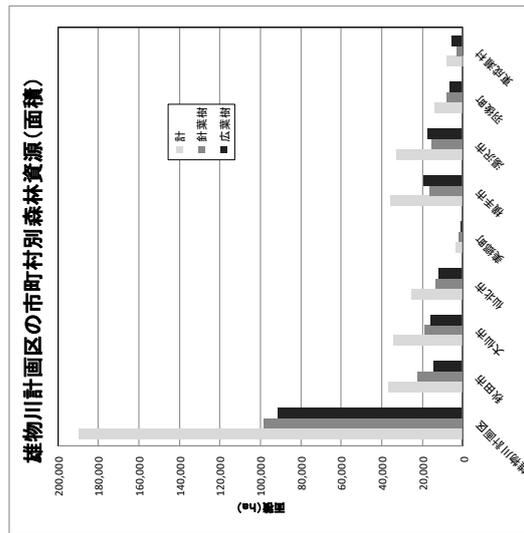
「0」…掲載単位に満たないもの。

「-」…該当のないもの。

区分	立										地														
	総数					人					木					工					林				
	計		針葉樹		広葉樹		計		針葉樹		広葉樹		計		針葉樹		広葉樹		計		針葉樹		広葉樹		
	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	
湯次町	32,435	8,493,150	15,134	17,301	15,073	4,4873	200	14,999	14,804	1,95	74	69	5	8,493,150	5,963,240	2,529,910	5,938,032	5,887,308	50,724	5,910,644	5,861,068	49,576	27,388	26,240	1,148
湯次町	9,136	2,364,208	4,457	4,652	4,311	4,235	77	4,300	4,224	76	11	11	1	2,364,208	1,651,720	682,468	1,638,103	1,617,317	20,786	1,633,672	1,613,672	20,738	3,693	3,645	48
稲川町	3,351	837,438	1,401	1,950	1,389	1,383	6	1,376	1,370	6	13	13	0	3,351	1,401	1,950	1,389	1,383	6	1,376	1,370	6	13	13	0
雄勝町	13,036	3,807,761	7,088	5,898	7,167	7,079	88	7,132	7,047	85	35	32	3	13,036	5,898	5,898	5,898	5,898	24,554	2,927,268	2,927,268	23,549	13,158	12,153	1,005
菅瀬村	7,011	1,483,743	2,188	2,205	2,176	2,176	29	2,191	2,163	28	14	13	1	7,011	2,188	2,205	2,176	2,176	3,953	775,757	775,757	3,861	4,490	4,398	92
岩手町	13,882	3,739,015	13,790	7,677	6,113	7,685	82	7,633	7,572	61	52	52	1	13,882	7,677	6,113	7,685	7,633	17,390	2,855,011	2,837,852	17,159	20,490	20,709	231
東成瀬村	8,271	1,786,881	2,963	2,999	2,963	2,963	40	2,993	2,953	40	6	6	0	8,271	2,963	2,999	2,963	2,953	40	1,023,267	1,023,267	5,532	2,402	2,391	11

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

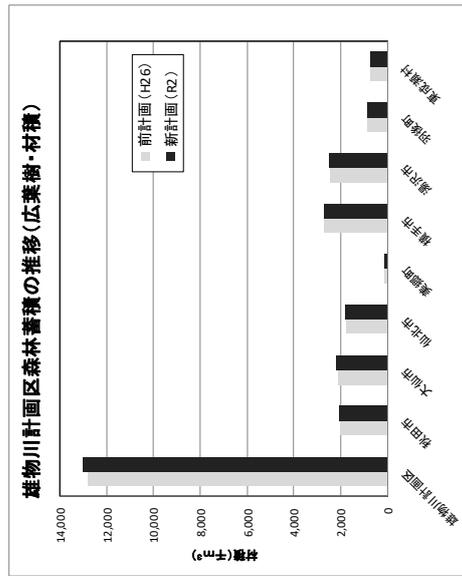
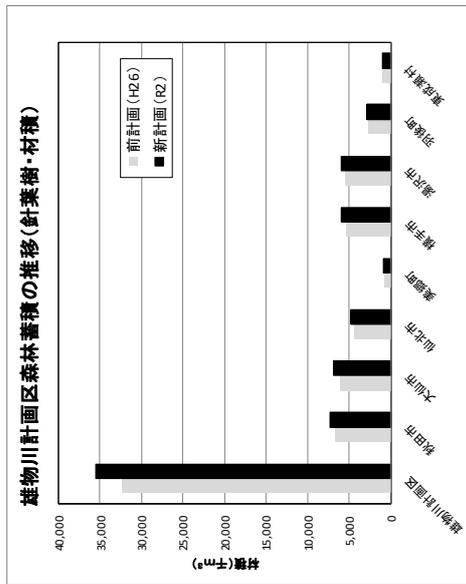
2 表中符号は、次のとおりである。
「0」…掲載単位に満たないもの。
「-」…該当のないもの。



区分	立										木										地										竹林			人工 林率
	天					自然					育成					育成					無立					計								
	合社		広葉樹			針葉樹			計		育成		広葉樹			針葉樹			計		無立		計											
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	無立	伐採跡地	無立	計											
	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積										
湯次市	17,962	261	17,101	74	5	69	376	29	346	16,912	226	16,686	226	16,686	0	103	30	72	46%															
湯次市	2,655,118	75,932	2,479,186	10,702	1,521	9,181	58,921	8,516	50,405	2,485,485	65,895	2,419,600	65,895	2,419,600	0	26	4	22	47%															
湯次市	4,798	223	4,576	12	5	7	149	28	121	4,687	189	4,417	189	4,417	0	5	0	5	41%															
湯次市	726,056	64,403	661,702	2,368	1,449	919	25,542	8,172	17,370	696,195	54,782	643,413	54,782	643,413	0	92	41	51	55%															
稲川町	1,962	18	1,944	21	0	21	47	1	46	1,894	17	1,877	17	1,877	0	22	12	11	31%															
稲川町	285,592	5,374	280,218	3,074	39	3,035	6,994	228	6,766	275,524	5,107	270,417	5,107	270,417	0	49	14	35	55%															
稲川町	5,819	9	5,810	39	0	39	144	0	144	5,686	9	5,697	9	5,697	0	22	12	11	31%															
稲川町	843,786	2,733	841,053	4,987	0	4,987	21,214	0	21,214	817,585	2,733	814,852	2,733	814,852	0	92	41	51	55%															
菅瀬村	4,783	12	4,771	2	0	2	35	0	35	4,746	11	4,735	11	4,735	0	43	31	12	36%															
菅瀬村	69,635	3,422	69,621	273	33	240	5,171	116	5,055	69,419	3,273	69,018	3,273	69,018	0	43	31	12	36%															
菅瀬村	6,105	53	6,052	64	0	64	115	0	115	5,926	53	5,873	53	5,873	0	43	31	12	36%															
菅瀬村	863,064	15,281	847,783	9,175	46	9,130	16,667	18	16,632	837,222	15,221	822,001	15,221	822,001	0	43	31	12	36%															
菅瀬村	5,229	4	5,225	12	0	12	103	0	103	5,115	4	5,111	4	5,111	0	43	31	12	36%															
菅瀬村	755,680	1,173	754,507	1,287	0	1,287	14,856	0	14,856	739,537	1,173	738,364	1,173	738,364	0	43	31	12	36%															

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。
「-」:該当(「0」:…掲載単位に満たないもの)



(4) 所有形態別森林資源表

区分	総数		立						人						地									
	総数		針葉樹		広葉樹		合計		針葉樹		広葉樹		合計		針葉樹		広葉樹		合計		針葉樹		広葉樹	
	計	材積	計	材積	計	材積	計	材積	計	材積	計	材積	計	材積	計	材積	計	材積	計	材積	計	材積	計	材積
	190,853	48,579,441	98,316	13,044,192	91,087	35,535,249	96,297	34,937,117	1,135	201,534	96,932	34,987,766	95,849	1,083	501	150,886	95,849	1,083	501	150,886	95,849	1,083	501	150,886
総数	190,853	48,579,441	98,316	13,044,192	91,087	35,535,249	96,297	34,937,117	1,135	201,534	96,932	34,987,766	95,849	1,083	501	150,886	95,849	1,083	501	150,886	95,849	1,083	501	150,886
公有林計	27,895	7,325	14,667	12,659	12,659	14,321	14,321	14,321	278	14,494	14,494	14,494	14,247	247	105	26,936	14,247	247	105	26,936	14,247	247	105	26,936
公	6,814,166	6,814,166	4,965,106	1,849,060	1,849,060	4,893,106	4,893,106	4,893,106	28,425	4,866,676	4,866,676	4,866,676	4,840,726	25,950	26,936	24,461	4,840,726	25,950	26,936	24,461	4,840,726	25,950	26,936	24,461
有	5,950	5,865	3,356	2,510	2,510	3,339	3,339	3,339	44	3,320	3,320	3,277	44	44	19	3,277	3,277	44	19	3,277	3,277	44	19	3,277
果	1,592,132	1,592,132	1,235,719	356,413	356,413	1,223,101	1,223,101	1,218,346	4,755	1,215,701	1,215,701	1,210,967	4,734	7,400	7,400	7,379	1,210,967	4,734	7,400	7,379	1,210,967	4,734	7,400	7,379
市町村	14,724	14,466	9,290	5,176	5,176	9,259	9,069	9,069	191	9,207	9,207	9,033	174	53	36	17	9,033	174	53	36	174	53	36	17
市町村	3,696,772	3,696,772	2,984,005	712,767	712,767	2,938,813	2,919,123	2,919,123	19,690	2,925,131	2,925,131	2,906,659	18,472	13,682	12,464	1,218	2,906,659	18,472	13,682	12,464	2,906,659	18,472	13,682	12,464
財産区	7,091	6,864	1,896	4,968	4,968	1,873	1,873	1,832	42	1,840	1,840	1,812	28	33	20	13	1,812	28	33	20	1,812	28	33	20
林	1,472,643	1,472,643	693,471	779,172	779,172	679,612	675,807	675,807	3,805	673,758	673,758	671,189	2,569	5,854	4,618	1,236	671,189	2,569	5,854	4,618	671,189	2,569	5,854	4,618
学校	130	130	125	5	5	127	125	125	175	52,086	52,086	51,911	175	1	-	-	51,911	175	1	-	51,911	175	1	-
私立	52,619	52,619	51,911	708	708	52,086	51,911	51,911	175	52,086	52,086	51,911	175	1	-	-	51,911	175	1	-	51,911	175	1	-
私有林計	162,957	162,957	83,649	78,428	78,428	82,833	81,976	81,976	857	82,438	82,438	81,602	836	396	21	2,660	81,602	836	396	21	81,602	836	396	21
緑資源	4,837	4,828	3,665	1,163	1,163	3,679	3,661	3,661	19	3,668	3,668	3,650	18	11	0	0	3,650	18	11	0	3,650	18	11	0
機構	1,093,131	1,093,131	925,841	167,290	167,290	925,238	924,703	924,703	535	923,814	923,814	923,288	526	1,424	1,415	9	923,288	526	1,424	1,415	923,288	526	1,424	1,415
林業公社	14,303	14,277	12,396	1,881	1,881	12,414	12,392	12,392	23	12,382	12,382	12,366	16	32	26	6	12,366	16	32	26	12,366	16	32	26
慣行共有	3,643,021	3,643,021	3,378,941	264,080	264,080	3,380,822	3,378,019	3,378,019	2,803	3,376,665	3,376,665	3,374,380	2,285	4,157	3,639	518	3,374,380	2,285	4,157	3,639	3,374,380	2,285	4,157	3,639
記名共有	15,904	15,863	3,987	11,876	11,876	3,797	3,751	3,751	46	3,766	3,766	3,724	41	32	27	5	3,724	41	32	27	3,724	41	32	27
森林組合	2,326	2,300	892	1,407	1,407	872	863	863	9	869	869	860	9	3	-	-	860	9	3	-	860	9	3	-
社寺	498,776	498,776	309,945	188,831	188,831	302,547	301,370	301,370	1,177	301,366	301,366	300,189	1,177	1,181	1,181	-	300,189	1,177	1,181	1,181	300,189	1,177	1,181	1,181
団体	867	865	417	448	448	389	387	387	2	387	387	385	2	2	-	-	385	2	2	-	385	2	2	-
会社	4,718	4,658	2,043	2,615	2,615	2,072	1,959	1,959	332	1,959	1,959	1,935	332	638	638	-	1,935	332	638	638	1,935	332	638	638
個人	10,305	10,124	5,874	4,250	4,250	5,787	5,757	5,757	30	5,727	5,727	5,698	30	60	64	1	5,698	30	60	64	5,698	30	60	64
その他	2,783,054	2,783,054	2,171,232	611,822	611,822	2,145,720	2,140,272	2,140,272	5,448	2,126,935	2,126,935	2,121,551	5,384	18,785	18,721	1,698	2,126,935	5,384	18,785	18,721	2,126,935	5,384	18,785	18,721
その他	93,026	92,633	49,207	43,426	43,426	48,879	48,305	48,305	574	48,653	48,653	48,088	565	217	9	1,698	48,088	565	217	9	48,088	565	217	9
その他	25,628,272	25,628,272	19,405,035	6,223,237	6,223,237	19,254,020	19,131,195	19,131,195	2	19,175,834	19,175,834	19,054,707	121,127	78,186	76,488	1,698	19,054,707	121,127	78,186	76,488	19,054,707	121,127	78,186	76,488
その他	622	591	240	351	351	231	229	229	749	231	231	229	749	-	-	-	229	749	-	-	229	749	-	-
その他	142,615	142,615	91,892	50,723	50,723	89,275	88,526	88,526	749	89,275	89,275	88,526	749	-	-	-	88,526	749	-	-	88,526	749	-	-

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。
 2 表中符号は、次のとおりである。
 「-」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。

(4) 所有形態別森林資源表のつづき

区分	立										地										竹林	単位(面積:ha,材種:m3,竹:束)	
	天然					木					林					地						更新 困難地	人工 林率
	天		木		林		地		地		地		地		計	伐採跡地	無立木地						
	計	広葉樹	計	広葉樹	計	針葉樹	計	針葉樹	計	針葉樹	計	針葉樹	計	針葉樹				計	針葉樹	計		針葉樹	
総数	91,970	2,019	89,951	300	11	289	2,696	56	2,639	88,974	1,951	87,023	3	1,448	783	664	-	-	51%				
公有林計	13,440,790	598,132	12,842,658	39,354	3,148	36,206	395,175	15,994	379,181	13,006,261	578,990	12,427,271	0	570	477	93	-	-	5%				
公	1,920,554	99,919	1,820,635	17,936	623	17,313	42,011	3,973	38,038	1,860,607	95,323	1,765,284	-	85	36	49	-	-	57%				
果	2,526	61	2,465	68	0	68	31	4	3,733	2,427	57	2,371	-	-	-	-	-	-	-				
市町村	369,031	17,373	351,658	9,765	3	9,762	4,581	848	3,733	354,685	16,522	338,163	-	-	-	-	-	-	-				
有	5,206	221	4,985	50	2	48	42	8	34	5,114	210	4,904	0	258	223	34	-	-	64%				
財産区	757,959	64,882	693,077	7,658	620	7,038	7,298	2,564	4,734	743,003	61,698	681,305	-	-	-	-	-	-	-				
林	4,990	64	4,926	4	-	4	177	2	175	4,809	62	4,747	-	228	218	10	-	-	27%				
学校	793,031	17,664	775,367	513	-	513	30,132	561	29,571	762,386	17,103	745,283	-	-	-	-	-	-	-				
私有林計	79,243	1,672	77,571	178	9	169	2,445	42	2,404	76,620	1,622	74,998	3	878	307	571	-	-	51%				
緑資源 機構	11,520,236	498,213	11,022,023	21,418	2,525	18,893	353,164	12,021	341,143	11,145,654	483,667	10,661,987	-	-	-	-	-	-	-				
林業公社	167,893	1,138	166,755	2,219	-	2,219	914	-	914	164,760	1,138	163,622	-	-	-	-	-	-	76%				
慣行共有	1,862	4	1,858	27	-	27	19	1	18	1,817	3	1,814	-	26	2	24	-	-	87%				
記名共有	262,199	922	261,277	3,835	-	3,835	2,784	80	2,704	255,580	842	254,738	-	-	-	-	-	-	24%				
森林組合	12,065	236	11,830	3	-	3	240	12	228	11,823	224	11,599	-	41	12	29	-	-	-				
社寺	1,745,371	70,349	1,675,022	218	-	218	35,944	3,537	32,407	1,709,209	66,812	1,642,397	-	-	-	-	-	-	-				
会社	11,225	254	10,971	8	0	8	143	6	137	11,074	248	10,826	-	111	76	36	-	-	30%				
個人	1,636,283	74,691	1,561,592	751	5	746	20,957	1,765	19,192	1,614,575	72,921	1,541,654	-	-	-	-	-	-	-				
その他	1,428	30	1,398	0	0	-	120	10	110	1,308	19	1,288	-	26	13	13	-	-	38%				
	196,229	8,575	187,654	62	62	-	18,845	2,938	15,907	177,322	5,575	171,747	-	-	-	-	-	-	45%				
	476	30	446	-	-	-	20	-	20	456	30	426	-	3	0	2	-	-	-				
	74,876	9,629	65,247	-	-	-	2,919	-	2,919	71,957	9,629	62,328	-	-	-	-	-	-	-				
	2,587	84	2,502	-	-	-	127	3	124	2,459	81	2,378	-	60	16	43	-	-	44%				
	372,459	24,743	347,716	-	-	-	18,184	929	17,255	354,275	23,814	330,461	-	-	-	-	-	-	-				
	4,337	117	4,220	48	3	44	150	1	149	4,139	113	4,026	-	181	32	149	-	-	57%				
	637,334	30,960	606,374	7,306	1,004	6,302	20,331	184	20,147	609,697	29,772	579,925	-	-	-	-	-	-	-				
	43,754	902	42,852	71	5	66	1,617	9	1,608	42,066	888	41,178	3	391	152	239	-	-	5%				
	6,374,252	273,840	6,100,412	7,027	1,454	5,573	232,230	2,588	229,642	6,134,995	269,798	5,865,197	-	-	-	-	-	-	-				
	360	11	349	-	-	-	0	-	0	360	11	349	-	30	0	30	-	-	3%				
	53,340	3,366	49,974	-	-	-	56	-	56	53,284	3,366	49,918	-	-	-	-	-	-	-				

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。

区分	保安林				国立公園				国定公園				県立公園				自然公園計	保安施設地区	地域自然の特異地保全	特別保護地区	特別保護地区	都市計画風致地区	天然記念物	砂防指定地	崩壊危険区域	合計
	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	その他	計	特別保護区	第1種特別地区	第2種特別地区	第3種特別地区	小計	特別保護区	第1種特別地区	第2種特別地区	第3種特別地区	小計	第1種特別地区										
横手市	9,519	1,835	98	295	<11,747>																47	583	12	(12,430)		
横手市	1,721	138	6	61	<1,925>																47	201	2	(2,180)		
増田町	652	323	1	4	<981>																	267	0	(1,248)		
平鹿町	136	39	4	15	<194>																			(196)		
雄物川町	546	20	4	83	<652>																			(652)		
大森町	976	158	3	33	<1,171>																	2	10	(1,267)		
十文字町																									733	
山内村	5,489	1,158	81	97	<6,825>																	62	0	(6,887)		
大雄村																									6,974	
湯沢市	6,805	3,362	70	436	<10,674>						17	208	843	1,067							44	202	26	(12,030)		
湯沢市	2,077	1,496	32	183	<3,789>							22	7	29							44	47	10	(3,928)		
稲川町	321	725	2	7	<1,054>																	4	2	(1,061)		
雄勝町	3,408	615	24	29	<4,076>																	6	126	13	(4,374)	
皆瀬村	999	526	12	218	<1,755>						17	185	683	886								26	1	(2,667)		
羽後町	2,244	392	21	76	<2,733>																	33	63	(2,866)		
東成瀬村	1,801	1,477	23	152	<3,453>																	62	7	(3,521)		
					3,462																				3,530	

注) 1 保安林計の上段<>は保安林同士の重複を除いた実面積、下段は延べ面積である。
2 合計の上段<>は制限林同士の重複を除いた実面積、下段は延べ面積である。
3 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。
4 表中符号は、次のとおりである。 「0」…掲載単位に満たないもの。 「空白」…該当のないもの。

(6) 樹種別材積表

		単位(材積:千m ³ 、構成比%)															
		針葉樹					広葉樹					小計	合計				
	スギ	アカマツ・クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	小計	ブナ	ミズナラ	コナラ	クリ	ケヤキ	ハシノキ	サクラ	キリ	ニセアカシア	その他広葉樹	小計	合計
材積	33,781	1,379	364	11	32,304	252	3	2	31	13	3	15	110	7	12,606	12,846	45,149
構成費	(104.6%)	(4.3%)	(1.1%)	(0.0%)	(100.0%)	(2.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.2%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.1%)	(0.9%)	(0.1%)	(98.1%)	(100.0%)	
	74.8%	3.1%	0.8%	0.0%	71.5%	0.6%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	27.9%	28.5%	100.0%
材積	33,697	871	363	6	31,721	0	0	1	27	13	3	15	110	4	29	190	31,911
構成費	(106.2%)	(2.7%)	(1.1%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.2%)	(0.2%)	(0.4%)	(14.1%)	(6.8%)	(1.3%)	(8.0%)	(58.0%)	(1.9%)	(15.0%)	(100.0%)	
	105.6%	2.7%	1.1%	0.0%	99.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.1%	0.6%	100.0%
材積	84	508	1	5	583	252	3	2	4	0	0	0	0	3	12,577	12,656	13,239
構成費	(14.3%)	(87.1%)	(0.2%)	(0.9%)	(100.0%)	(2.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(99.4%)	(100.0%)	
	0.6%	3.8%	0.0%	0.0%	4.4%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	95.0%	95.6%	100.0%

(注) 1 構成費の上段()は、針葉樹・広葉樹別における構成比、下段は全体における構成比である。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。

(7) 森林の被害

単位(面積:ha)

市町村名	ナラ枯れ①			松くい虫②			気象害③		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30
	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積
秋田市	3	2	0	505	360	436		0	
大仙市	1	2	2						
仙北市	0	1	1						
美郷町	0	1	1	1	0	2			
横手市	18	18	16	4	7	5	4		0
湯沢市	85	56	16						
羽後町	0	2	1	13	6				
東成瀬村	3	4	2						
計	110	86	39	523	373	443	4	0	0
全県	154	134	58	1,984	1,626	1,797	8	2	110
県対比(%)	71%	64%	67%	26%	23%	25%	50%	0%	0%

注) 1 出典:①、②森林整備課、③林業木材産業課

2 気象害は、雪害、風害、水害、干害の総計を示す。

3 表中符号は、次のとおりである。

「空白」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。

3 林業の動向

(1) 保有山林面積規模別林業経営体数

(単位 経営体数)

市町村	計	保有規模								
		保有山林 なし	3ha未満	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50 ～100ha	
計	1,022	17	9	261	260	209	84	71		
秋田市	131	3	-	35	27	25	10	10		
大仙市	322	4	4	87	80	66	24	29		
仙北市	168	3	1	42	51	41	10	8		
美郷町	27	-	1	8	10	6	1	-		
横手市	99	2	1	28	30	16	10	5		
湯沢市	155	2	1	34	29	37	17	10		
羽後町	95	-	1	19	28	15	12	8		
東成瀬村	25	3	-	8	5	3	-	1		

注) 1 出典：農林水産省大臣官房統計部「2015年農林業センサス」

2 表中符号は次のとおりである。

「-」・・・該当のないもの。

(2) 森林経営計画の認定状況

(単位 件数:件 面積:ha)

区 分	件数	面積 A	認定対象森林 B	認定率 % A/B
秋 田	43	11,673	36,774	32
秋田市	43	11,673	36,846	32
仙 北	32	44,567	63,488	71
大仙市	7	28,976	34,838	84
仙北市	21	14,108	25,586	56
美郷町	4	1,483	3,064	49
平 鹿	75	17,794	35,829	50
横手市	75	17,794	35,829	50
雄 勝	86	19,793	54,690	37
湯沢市	57	13,332	32,537	41
羽後町	20	4,745	13,882	35
東成瀬村	9	1,716	8,271	21
雄物川計画区計(A)	236	93,827	190,781	50
県計(B)	488	179,357	447,503	41
割合(A/B)%	49	53	43	—

〔資料〕 各市町村、地域振興局、森林整備課の認定台帳による。(平成30年3月31日現在)

1 総計は四捨五入のため一致しない。

2 認定対象森林は平成30年3月31日現在の森林簿データによる。

(3) - 1 森林組合の現況

区分	組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金総数	組合員所有森林面積	労務班員数	販売(立木・木材)	林産(木材)	利用(新植)	利用(保育)	備考
総数	組合 5	人 10,098	人 91	千円 576,919	ha 78,792	人 102	m3 207,890	m3 35,700	ha 56	ha 2,850	
秋田市	秋田中央森林組合	1,581	13	114,875	12,058	10	27,141	1,554	5	540	
大仙市	旧大曲市	1,510	17	75,070	15,775	5	48,033	48	1	402	
	旧神岡町										
	旧西仙北町										
	旧協和町										
	旧仙北町										
旧南外村											
旧仙北町											
旧中仙町	仙北東森林組合	2,726	17	130,140	13,363	21	72,757	9,311	3	685	
旧太田町											
仙北市											
美郷町											
横手市	(大沢地区を除く)	1,551	14	148,255	13,574	15	33,416	2,553	9	418	
	(大沢地区)										
湯沢市	雄勝広域森林組合	2,730	30	108,579	24,022	51	26,543	22,234	38	805	
羽後町											
東成瀬村											

注) 出典：平成29年度版「森林組合の概況」(林業木材産業課)

注) 林産(木材)は生産販売のみである。(受託林産は含まない。)

(3) - 2 生産森林組合の現況

区分	生産組合名	組合員数	役職員数	払込済 出資金	経営森林面積	備考
総数	組合 34	人 2,487	人 313	千円 432,182	ha 3,439	
秋田市	八田	64	16	4,608	41	
	小又	25	10	18,858	154	
	秋田市下浜小港	23	7	2,900	102	
	河辺北野田高屋	182	22	149,450	703	
仙北市	角館町白岩	119	9	11,008	90	
	内沢	97	12	30,400	157	
横手市	若神子沢	104	15	8,140	92	
	横手市金沢本町	133	6	6,981	53	
	沼館	756	9	92,545	103	
湯沢市	外ノ目川口	78	10	3,944	116	
	麓	20	10	2,956	77	
	新木野	42	10	2,938	74	
	須川	38	8	3,201	82	
	酒蒔	24	7	1,884	58	
	田畑中山	44	8	1,507	45	
	上関	136	12	14,240	169	
	下関	50	10	4,536	68	
	下関東市内	58	10	3,632	84	
	湯沢市杉沢	69	12	30,388	226	
	宇留院内	64	10	6,499	107	
	平城	52	11	4,070	109	
	三ツ村	31	8	4,804	93	
	羽後町	太倉	49	7	3,915	167
泉沢		19	10	1,000	38	
西沢		39	9	2,940	107	
皿ヶ台		51	10	3,339	117	
仙道沢		16	10	480	41	
繫沢		36	10	8,554	91	
真木		13	5	777	10	
萱沢		39	10	940	33	
樽崎		16	10	748	32	

注) 出典：平成29年度版「森林組合の概況」（林業木材産業課）

(4) 林業事業体等の現況

区 分	林業経営体①	木材卸売業② (うち素材市売市場)	木材・木製品製造業③		その他
			製 造 業	そ の 他	
秋田市	19	2(2)	30	-	-
大仙市	9		17	-	-
仙北市	7	1(1)	14	-	-
美郷町	1		5	-	-
横手市	8	1(1)	14	-	-
湯沢市	7		10	-	-
羽後町	6		1	-	-
東成瀬村	2		1	-	-
合 計	59	4	92	-	-

注) 1 出典：①「2015年農林業センサス」林業経営体 2 組織形態別経営体数（「法人化している経営体数」より）

②、③「平成29年度版木材需給と木材・木工業」

横手市の木材卸売業については、平成29年9月に解散

(5) 林業労働力の概況

(単位：人)

区分	計	会社	森林組合	個人事業体	その他
計	549	412	105	32	0
秋田	180	159	10	11	0
秋田市					
仙北	148	104	26	18	0
大仙市					
仙北市					
美郷町					
平鹿	70	62	8	0	0
横手市					
雄勝	151	87	61	3	0
湯沢市					
羽後町					
東成瀬村					
全 県 計	1,317	1,004	219	83	11
県 対 比 %	42	41	48	39	0

注) 出典：秋田県森林整備課「林業事業体調査」

(6) 林業機械化の概況

種別	番号	機械種名	摘要	単位	地域振興局					平均年間稼働率(%)
					秋田	仙北	平鹿	雄勝	計	
高性能林業機械	1	フェラーバンチャ	立木を伐倒する自走式機械	台		1		1	2	68%
	2	スキッド	けん引式集材専用トラクタ (一人作業が可能なもの)	台					0	
	3	プロセッサ	枝払・玉切りする自走式機械	台	2	7	1	1	11	47%
	4	ハーベスタ	伐倒・枝払い・玉切り機械	台	20	25	6	15	66	53%
	5	フォワード	積載式集材専用トラクタ (一人作業が可能なもの)	台	4	2	3	4	13	68%
	6	タワーヤーダ	元柱を具備した自走式集材機	台					0	
	7	スイングヤーダ	簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備	台	1	2		1	4	61%
	8	グラップルソー	巻き立て・玉切り機械	台		1	2	1	4	不明

- 注) 1 秋田地域振興局は、秋田市のみ集計
 2 出典：平成29年度「林業機械の保有状況調査」

(7) 作業路等整備の概況

地域振興局	作業道作設延長 (m)	ha当たり延長 (m)
秋田	638,298	17.3
仙北	1,866,342	29.4
平鹿	578,995	16.2
雄勝	645,124	11.8
計画区計	3,728,759	19.5

秋田地域振興局は、秋田市のみ。

出典：平成30年度版林業統計

単位未満四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積

単位 材積：千 m^3 、実行歩合：%

区分	伐採立木材積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	1,450	1,000	2,450	1,492	1,640	3,132	103	164	128
針葉樹	1,150	1,000	2,150	1,372	1,420	2,792	119	142	130
広葉樹	300	—	300	120	220	340	40	—	113

(2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
3,450	3,214	93	1,200	392	33	2,250	2,822	125

(3) 間伐面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

種 類	面 積		
	計 画	実 行	実行歩合
間伐	11,500	15,010	131

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km、実行歩合：%、改良：箇所

区 分	計 画	実 行	実行歩合
開 設	304.4	15.7	5
改 良	42.0	5.0	12
舗 装	123.9	4.0	3

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の指定・解除面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	3,098	1,627	53	21	6	29
水源かん養	1,636	872	53	8	3	38
災害防備	1,372	746	54	9	3	33
保健風致	90	9	10	4	—	0

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

種 類	面 積		
	計 画	実 行	実行歩合
—	—	—	—

ウ 治山事業の数量

単位 箇所、実行歩合：%

種 類	箇 所		
	計 画	実 行	実行歩合
治山事業	162	48	30

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工場 等建設敷地及びそ の付帯地	採石採土地	その他	合計
1	1	19	3	21	45

注）平成26年度～平成30年度の実績である。

（2）森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
1	0	13	14

注）平成26年度～平成30年度の実績である。

6 森林資源の推移

区分	総数	面積:ha, 材積:千m ³												
		1・2齢級	3・4齢級	5・6齢級	7・8齢級	9・10齢級	11・12齢級	13・14齢級	15・16齢級	17・18齢級	19・20齢級	21齢級以上	材積	
第一期	総数	189,403	2,110	1,966	6,271	20,293	32,461	47,927	46,096	17,058	8,436	4,493	2,292	48,578
	人工育成単層林	96,932	736	1,086	4,826	17,303	24,420	24,987	14,015	3,913	2,788	1,908	949	34,988
	人工育成複層林	501	23	41	76	43	68	77	101	21	18	25	7	151
	林計	97,432	760	1,128	4,902	17,345	24,488	25,065	14,116	3,934	2,806	1,933	956	35,139
	天然単層林	301	45	8	17	9	29	52	109	14	5	1	13	38
	天然複層林	2,696	21	44	5	36	344	736	879	400	148	68	17	395
	林計	88,974	1,285	786	1,347	2,903	7,600	22,075	30,992	12,710	5,477	2,491	1,307	13,006
	計	91,970	1,350	838	1,369	2,948	7,973	22,863	31,979	13,124	5,630	2,560	1,336	13,439
第二期	総数	189,578	4,946	1,986	3,240	11,981	25,472	40,211	50,158	29,701	11,541	6,344	3,999	50,897
	人工育成単層林	97,009	2,792	770	2,261	9,993	21,568	25,827	20,099	6,225	3,275	2,473	1,726	37,031
	人工育成複層林	706	7	40	59	61	78	162	153	86	19	24	17	213
	林計	97,715	2,799	810	2,320	10,053	21,646	25,989	20,252	6,311	3,294	2,497	1,743	37,244
	天然単層林	472	201	17	9	15	15	51	74	70	5	2	13	40
	天然複層林	3,096	7	51	10	7	103	617	1,023	850	287	86	57	466
	林計	88,296	1,938	1,108	900	1,906	3,708	13,554	28,808	22,471	7,956	3,759	2,187	13,147
	計	91,863	2,146	1,176	919	1,927	3,826	14,222	29,906	23,391	8,248	3,847	2,256	13,653
第三期	総数	189,827	8,817	2,110	1,946	6,091	19,447	29,995	45,417	44,304	16,507	8,408	6,785	52,628
	人工育成単層林	97,238	5,545	736	1,086	4,826	16,916	22,705	23,627	12,782	3,398	2,760	2,856	38,515
	人工育成複層林	911	0	23	41	76	78	228	221	166	27	18	32	286
	林計	98,149	5,545	760	1,128	4,902	16,994	22,934	23,848	12,948	3,425	2,778	2,889	38,801
	天然単層林	670	369	45	8	17	9	29	52	109	14	5	13	48
	天然複層林	3,396	0	21	44	5	36	344	972	1,198	523	170	85	508
	林計	87,613	2,903	1,285	766	1,168	2,408	6,688	20,546	30,050	12,545	5,455	3,798	13,271
	計	91,678	3,272	1,350	818	1,189	2,453	7,061	21,570	31,356	13,082	5,630	3,897	13,827

注) 総計、計は単位未満四捨五入のため、一致しない場合もある。

7 その他

(1) スギ人工林間伐の目安

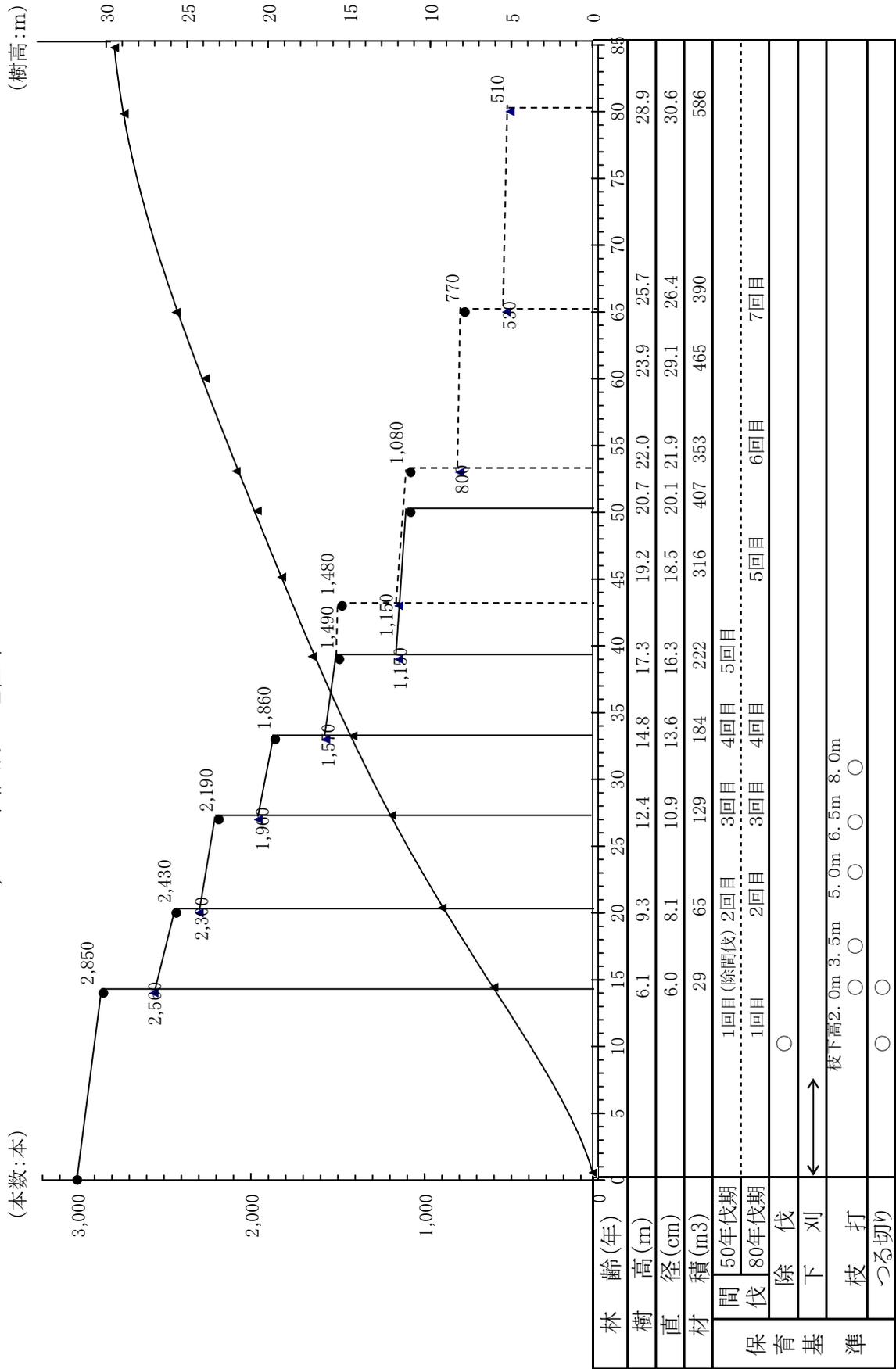
生産区分	植栽本数	伐期	項目	齢 級													標準 間伐回数	伐期目標					
				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		16	樹高 (m)	胸高 直径 (cm)	材積 (m3)	備考	
良質材生産	3,000	50	間伐の時期	○	○	○	○	○										5	20.7	20.1	407	地位中	
			間伐後の成立本数	2,560	2,300	1,960	1,570	1,150															
		80	間伐の時期	○	○	○	○		○		○			○				7	28.9	30.6	586		
			間伐後の成立本数	2,560	2,300	1,960	1,570		1,150		800			530									
一般材生産	3,000	50	間伐の時期		△	○	○		○								4 (3)	21.2	29	553	疎密度仕立		
			間伐後の成立本数		2,080	1,520	1,100		790														
		80	間伐の時期		△	○	○		○				○					5 (4)	28.8	39.7			972
			間伐後の成立本数		2,080	1,520	1,100		790			570											
	2,500	50	間伐の時期			△	○		○									3 (2)	21.0	28.1		570	
			間伐後の成立本数			1,700	1,190		860														
		80	間伐の時期			△	○		○			○						4 (3)	28.7	38.6		1010	
			間伐後の成立本数			1,700	1,190		860		620												
2,100以下	50	間伐の時期			△	○		○									3 (2)	21.7	29.8	437	疎密度仕立		
		間伐後の成立本数			1,437	919		597															
	80	間伐の時期			△	○		○			○			○			4 (3)	29.7	42.5	742			
		間伐後の成立本数			1,437	919		581			374												
大径材生産	3,000	100以上	間伐の時期		△	○	○		○			○			○	○	7 (6)	33.6	48.4	841		100年	
			間伐後の成立本数		2080	1520	1100		790			570			400								300

△：除伐の時期、回数を考慮して、初回間伐を実施。
 ※伐期目標はシステム収穫表LYCS汎用版（B種間伐、秋田地方スギ）を使用。

(2) スギ一般材・良質材生産施業基準

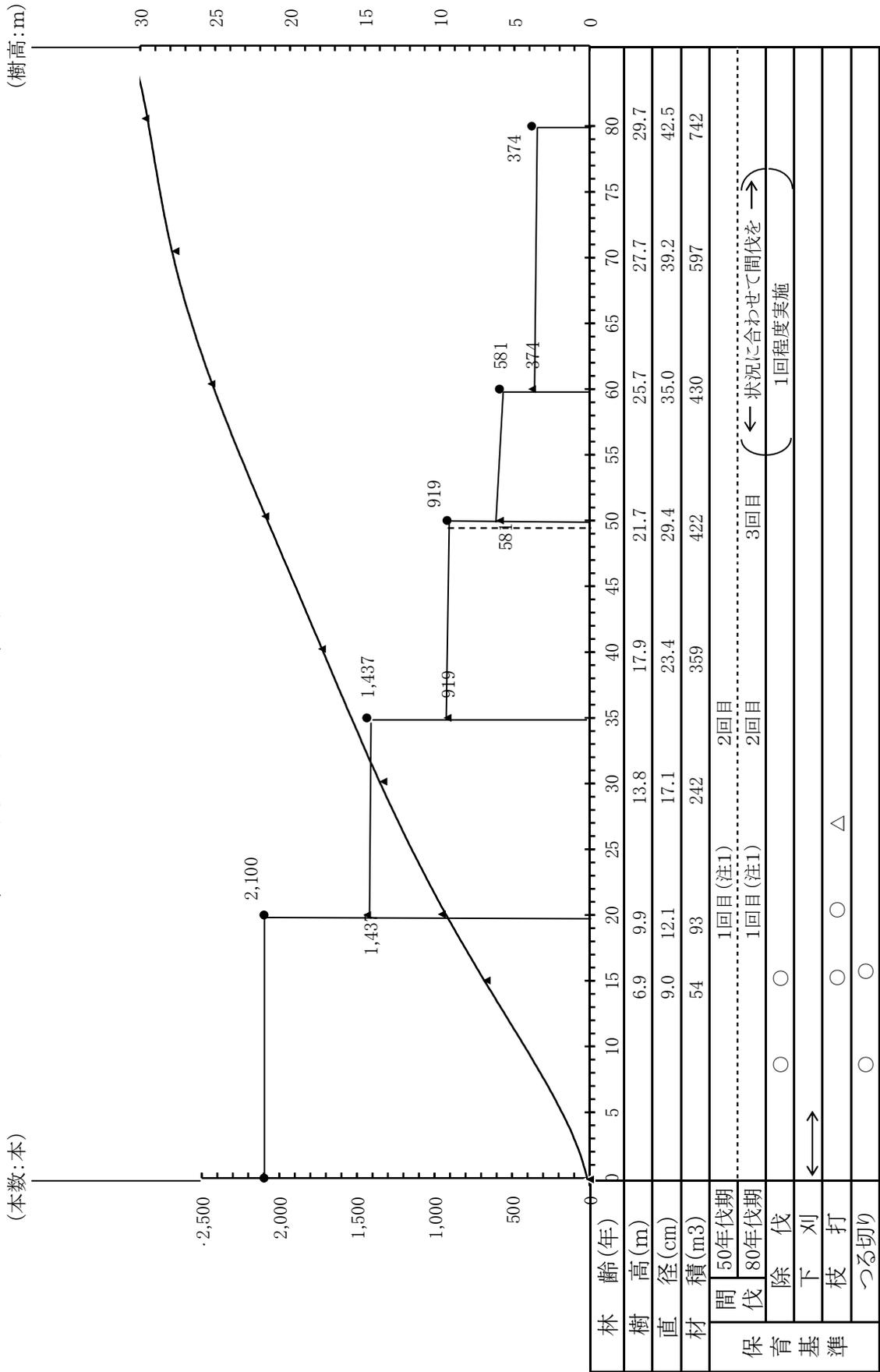
- ・スギ一般材生産施業基準（中・長伐期（50年、80年））、植栽本数3,000本
- ・スギ一般材生産施業基準（中・長伐期（50年、80年））、植栽本数2,500本
- ・スギ一般材生産施業基準（中・長伐期（50年、80年））、植栽本数2,100本以下
- ・スギ良質材生産施業基準（中・長伐期（50年、80年））、植栽本数3,000本

スギ良質材生産施業基準(中・長伐期(50年、80年))
3,000本植栽 地位中

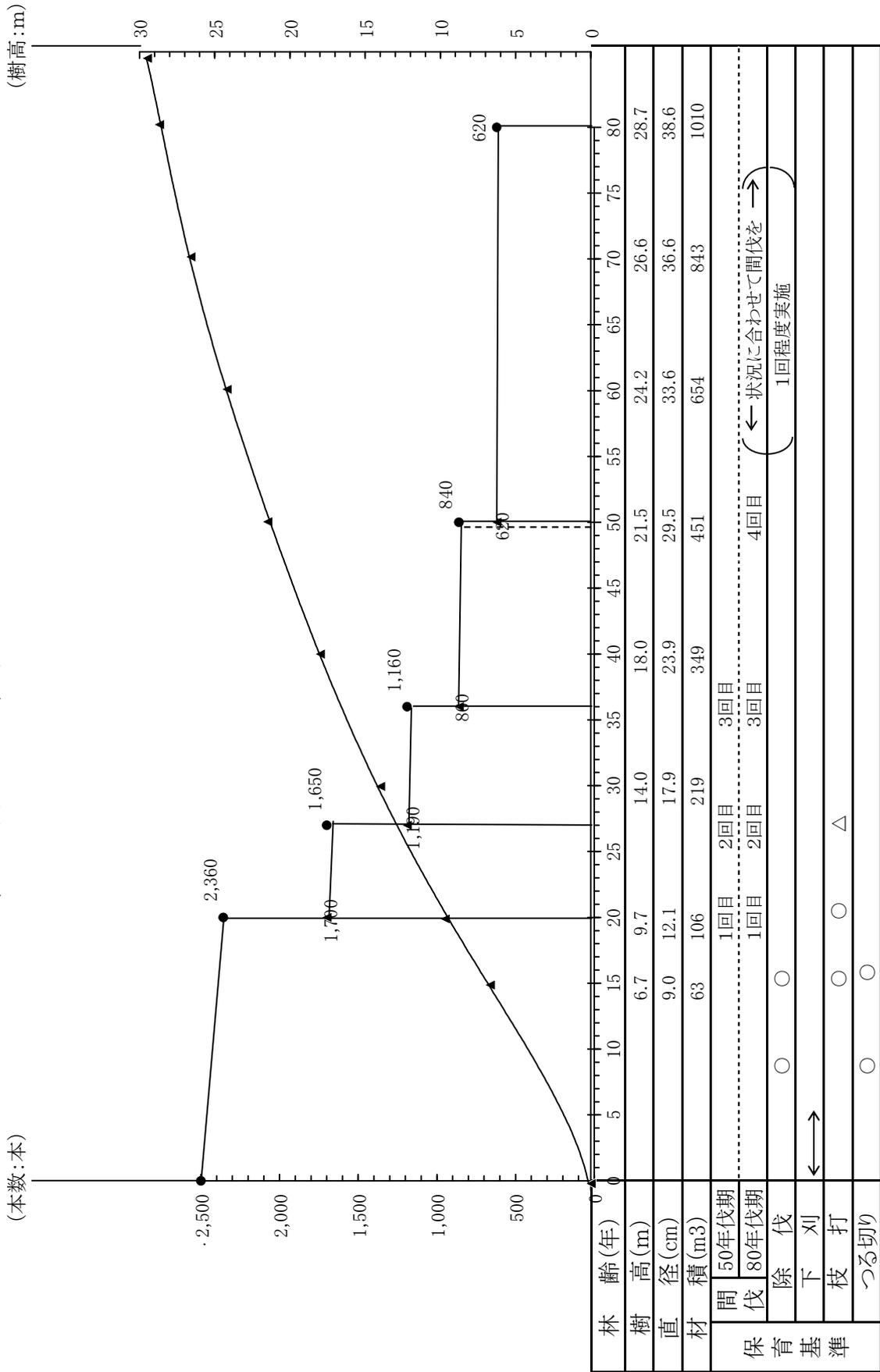


(※ 間伐----- は80年伐期の場合)

スギ一般材生産施業基準(中・長伐期(50年、80年))
2,100本以下植栽 地位中

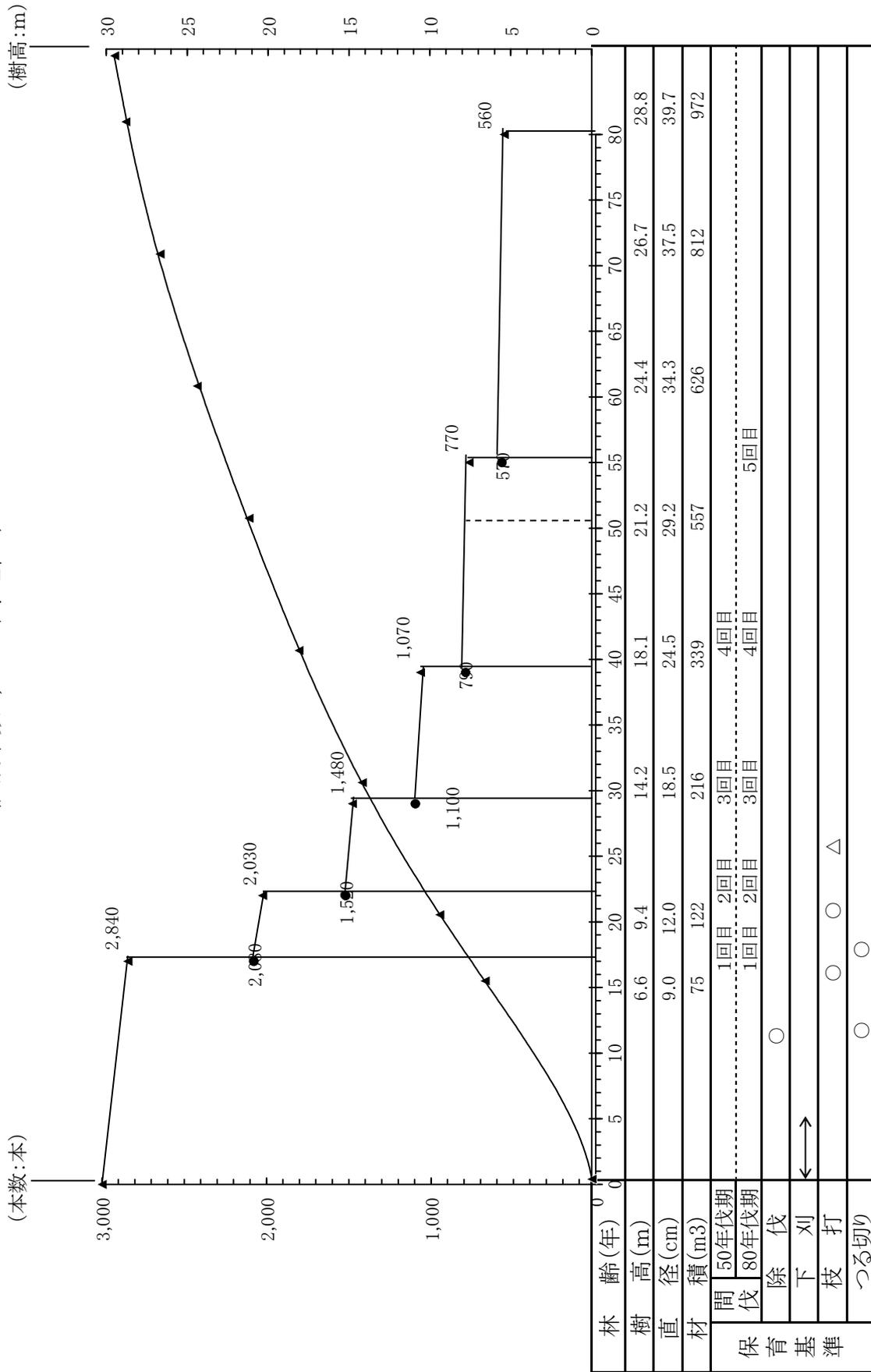


スギ一般材生産施設業基準(中・長伐期(50年、80年))
2,500本植栽 地位中



(※----- は50年伐期の場合)

スギ一般材生産施業基準(中・長伐期(50年、80年))
 植栽本数3,000本、地位中



(※ -----は50年伐期の場合)

(3) 市町村等による森林の整備の推進

1) 市町村森林整備計画

市町村森林整備計画は、民有林を対象に5年ごとに作成する10年間の計画であり、地域の森林の“マスタープラン”として森林林業関連施策の方向や、森林所有者等が行う伐採・造林・間伐などの森林施業の標準的な方法などを定められています。

森林所有者等は、この市町村森林整備計画に従った適切な施業や届出を行う必要があり、「森林経営計画」や「伐採及び伐採後の造林の届出」などを通じて、市町村は必要な指導・勧告を行います。

①市町村森林整備計画の特徴

- ・すべての市町村が作成
- ・公益的機能別施業森林のゾーニングを実施し、推進すべき施業の方法を設定
- ・市町村内の路網整備の計画を作成し、図示化
- ・(准) フォレスター（県及び国有林）が計画作りをサポート
- ・10年間の計画
- ・地域の声を反映した計画づくりの実施
- ・市町村が必要な指導・勧告・助言の実施

②市町村森林整備計画書の内容

市町村森林整備計画には、森林法第10条の5及び、森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2の規程により、森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法等が計画事項として記載されています。

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

第2 造林に関する事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

V その他森林の整備のために必要な事項

③地域森林計画との適合（森林法第10条の5第4項）

市町村森林整備計画は、その内容が森林計画区を単位とした森林整備の目標に適合する必要があることや、林業従事者の要請・確保等市町村がその区域を越えて相互に調整

を図るべき事項があることから、計画の策定に当たっては知事と協議を行い、地域森林計画との適合性を確保する必要があります。

地域森林計画に定める伐採や造林等に関する指針及び公益的機能別施業森林の区域の基準等は次のとおりとなっています。

【地域森林計画との適合事項】

適合性を確保する計画事項	地域森林計画の記載事項
森林の立木の伐採に関する事項 (間伐木に関する事項を除く)	①立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 ②立木の標準伐期齢に関する指針
造林に関する事項	①人工造林に関する指針 ②天然更新に関する指針 ③植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針
間伐及び保育に関する事項	①間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 ②保育の標準的な方法に関する指針
公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	①公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針 ②木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
森林の保健機能の増進に関する指針	①保健機能森林の区域の基準 ②保健機能森林の区域内における施業の方法に関する指針 ③保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針



雄物川流域市町村森林整備計画策定研修会

2) 森林経営計画

①森林経営計画について

森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

森林経営計画の対象とする森林が、1つの市町村の区域内にある場合は市町村の長、2つ以上の市町村の区域にわたり、かつ、1つの都道府県の区域内にある場合は都道府県知事、複数の都道府県にわたる場合は農林水産大臣の認定を受けることが必要で、市町村が策定する市町村森林整備計画に適合した森林施業が進められるよう、森林の区分ごとに設けられている基準に合致していることが認定の要件になっています。

森林の施業が森林経営計画に基づいて計画的に行われることは、市町村森林整備計画等の達成が図られるばかりではなく、地域の森林施業の効率化や林産物の安定的な供給体制の整備につながり、地域の林業の振興に大きく寄与することが期待されます。

このように、森林経営計画に基づく施業を推進することの意義は大きいことから、市町村長は計画を作成、実行しようとする森林所有者等に対して必要な助言、指導などの支援を行うこととしています。また、認定された計画に従って施業を行うことにより、国の助成（森林環境保全直接支援制度、森林整備地域活動支援交付金）の対象となるほか、税制上の特例措置や、融資の特例などの支援措置を受けることができます。

②施業の実施に関する主な基準

【植栽の実施基準】

主伐の実施後5年を経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽

【間伐の実施基準】

市町村森林整備計画に定められた間伐の実施時期の間隔に従った間伐

【主伐の実施基準】

機能区分	施業方法	主伐林齢の下限	皆伐面積の上限
水源涵養機能森林	伐期の延長を推進すべき森林	標準伐期齢+10年以上	連続して20ha以内
山地災害防止森林 快適環境形成森林 保健文化機能森林	複層林施業（択伐の場合）を推進すべき森林	標準伐期齢以上	伐採率材積で30%以下の択伐
	複層林施業（択伐以外の場合）を推進すべき森林	標準伐期齢以上	伐採率材積で70%以下
	長伐期施業を推進すべき森林	標準伐期齢の2倍以上	連続して20ha以内
木材等生産林（公益的機能別施業森林の区域外）	単層林施業	標準伐期齢以上	連続して20ha以内

②計画作成の流れ

【森林の現況調査】

↓ 林班または区域内の森林を取りまとめるため、森林所有者、森林面積、樹種、林齢施業履歴、市町村森林整備計画におけるゾーニングの区分などを調べます。

【計画策定のための合意形成と計画書の作成】

↓ 森林所有者を把握したら、計画作成のための働きかけを行い、「林班または隣接する複数林班の2分の1以上」または「区域内で30ha以上」の森林を確保して、計画を作成します。

【計画書を市町村長に提出】

↓ 計画作成者は森林経営計画を開始する20日前までに市町村長に提出します。
(複数の市町村にまたがる場合は30日前までに知事に提出、複数の都道府県にまたがる場合は60日前までに農林水産大臣に提出)

【認定の審査】

↓ 必要な書類がそろい、認定基準を満たせば認定されます。市町村長等は計画作成者に対して認定を通知します。

【計画に基づいて実行】

計画が認定されたら、計画作成者は計画に基づいて、所有森林や受託した森林の経営（施業及び保護）を行います。計画を変更する場合は、市町村長等の認定を受ける必要があります。森林経営計画を遵守していない場合は、認定が取り消される場合があります。立木の伐採、譲渡または造林をした場合は、その実施状況について市町村長等へ届け出る必要があります。



8 用語の解説

	用語	解説
あ	秋田県水源森林地域の保全に関する条例	公共の用に供される水道水源地域などにおける森林の土地利用の適正化を図るため、平成26年4月に秋田県が制定した条例。民有林の中で水源森林地域を指定し、指定された地域の森林では、土地の売買等の30日前までに県への届出が必要。
	育成単層林（いくせいたんそうりん）	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人の手（植栽及び萌芽等）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ、維持する施業が実施されている森林。
	育成複層林（いくせいふくそうりん）	森林を構成する林木を抜き切りにより部分的に伐採し、人の手（植栽、刈り払い、地表のかき起こし等）により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業が実施されている森林。
	一貫作業システム（いっかんさぎょうしすてむ）	伐採から植栽までを一体的に行う作業システムのこと。
	一斉林（いっせいりん）	樹冠の層がほぼ同じ高さで樹種が単一である森林。一般に皆伐跡地に同一樹種を一斉に植栽されたものが成長してできるため、単層林、同齡林、単純林ともいう。
	ウッドファースト（うっどふあーすと）	本県では、「コンクリートや化石燃料から木材へ転換する」ことを、ウッドファースト（木材第一主義）と位置付けている。
	うっ閉（うっぺい）	隣り合う林木の樹冠が相接してすきまがなくなった状態。
	枝打ち（えだうち）	節のない材を生産するため、樹木の成長にともなって計画的に樹木の下方の枝をナタや鋸等で除去する作業のこと。 枝打ちの目的には、無節材の生産や、死節を防ぐといった材の付加価値を高めることの他に、スギアカネトラカミキリ等の病虫害の防止などもある。
	枝下高（えだしたこう）	枝のない幹の部分の高さ。地上から最初の枝までの高さ。
か	皆伐（かいばつ）	森林の林木の全部あるいは大部分を同時に伐採し、収穫する方法。
	かき起こし（かきおこし）	元々生育する樹木から種子が地表に落下した時に、容易に発芽・生育ができるよう、地表を耕転してササ等を除去する作業。
	間伐（かんばつ）	林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業。一般的には除伐後、主伐までの間に育成や収穫の目的に応じて行われる。
	官行造林（かんこうぞうりん）	公有林野等官行造林法（大正9年7月27日法律第7号）に基づき、市町村有の林野等に国が造林し、その収入を国とその市町村等が分割取得するものである分収造林の一種。なお、この法律は昭和36年5月19日に廃止された。
	胸高直径（きょうこうちよっけい）	林分調査等で立木の材積を測定する方法の1つで、山側の地上1.2mの位置で測定する立木の直径をいう。

	用 語	解 説
	経営管理意向調査（けいえいかんりいこうちょうさ）	市町村が経営管理権集積計画を定める場合に、経営管理権集積計画の対象となる森林の森林所有者に対して行う当該森林の経営管理の意向に関する調査。
	経営管理権（けいえいかんりけん）	地域森林計画の対象となる森林について森林所有者が行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を市町村が行うため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）（木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を森林所有者に支払うことを含む。）を実施するための権利。
	経営管理実施権（けいえいかんりじっしけん）	地域森林計画の対象となる森林について経営管理権を有する市町村が当該経営管理権に基づいて行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を民間事業者が行うため、当該市町村の委託を受けて伐採等（販売収益を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を市町村及び森林所有者に支払うことを含む。）を実施するための権利。
	経営管理実施権配分計画（けいえいかんりじっしけんはいぶんけいかく）	市町村が、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合に定める計画。
	経営管理権集積計画（けいえいかんりけんしゅうせきけいかく）	市町村が経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合に定める計画。
	公益的機能（こうえきてききのう）	森林の有する多面的機能のうち、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能など、木材生産機能を除く諸機能のこと。
	高性能林業機械（こうせいのもりぎょうきかい）	現場で1台の機械で多くの工程を処理したり、単一の工程を能率良く処理したりできる林業用の機械の総称、機械の種類にはフェラバンチャ（伐倒）、プロセッサ（玉切り・枝払い）、ハーバスタ（伐倒、玉切り、枝払い）、タワーヤーダ（集材）、スキッダ（集材）、フォワーダ（集材運搬）などがある。
	更新（こうしん） 「天然更新（てんねんこうしん）」 「人工造林（じんこうぞうりん）」	森林を構成する樹木の世代交代のこと。 目的に達した成熟林分を伐採利用して、後継林分を育てること。 専ら天然力で後継樹を仕立てることで、種子が発芽して成長する場合（天然下種）と、幹の根元付近の枝（萌芽）が大きくなる場合（萌芽更新）がある。天然更新を成功させるため、発芽条件の改善、稚樹の補充、稚樹の保護、保育などの更新補助作業がある。 人の力によって、種子、苗木、さし穂等を造林地に定着させて仕立てられた林をいうが、ほとんどは苗木の植栽による。 これにより仕立てられた林は人工林である。

	用語	解説
	国有林（こくゆうりん）	森林法第2条第3項に規定される、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律第10条第1号に規定する分収林。
	国立公園（こくていこうえん）	自然公園法に基づいて環境大臣が指定する大規模な自然公園で、国立公園は国が管理するのに対して、国立公園は、都道府県知事の申し出により、環境大臣が指定し、都道府県知事が管理する自然公園。
	混交林（こんこうりん）	2種類以上の樹種からなる森林で一斉林に対する森林の形態を言う。混交林は、性質の異なった樹種例えば針葉樹と広葉樹（針広混交林）が適当に配置されることによって、病虫害被害や山地災害に強い森林を作ることができる。
	コンテナ苗（こんてななえ）	根鉢が成型された鉢付き苗で、マルチキャビティコンテナによって育成される苗木。時期を問わず植栽できる利点がある。
さ	材積（ざいせき）	素材や立木の体積のこと。単位は m^3 （立方メートル）で表す。
	再造林（さいぞうりん）	人工林の伐採跡地に人工造林を行うこと。多くは、針葉樹の人工の伐採跡地に再び針葉樹の苗木を植栽するもの。
	作業路（さぎょうろ）	伐採、造林、保育等の森林施業を行うために、林道等から作業現場へ向けて開設した低規格（全幅2～3m程度）の作業用機械のみが通行する道で、作業終了後は原則として再び森林に戻る。
	砂防指定地（さぼうしていち）	砂防法第2条に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のための一定の行為を禁止若しくは制限する土地のことをいい、国土交通大臣が指定する。森林施業については、5ha以上伐採する場合は知事の許可が必要である。
	自然環境保全地域（しぜんかんきょうほぜんちいき）	自然環境保全法に基づき原生の状態を維持している地域や優れた自然環境を維持している地域を、今後も極力人為を加えずに後世に伝えることを目的として指定される地域で、特別地区については、森林法上、制限林として位置付けている。
	自然公園（しぜんこうえん）	自然公園法に基づき自然景観の優れた区域として指定される国立公園、国立公園、都道府県立自然公園の総称。区域内の特別保護区や第1種～第3種特別地域は、森林法上、制限林として位置付けている。
	下刈り（したがり）	植栽した苗木の生育を妨げる雑草木を刈り取ること。
	市町村森林経営管理事業（しちょうそんしんりんけいえいかんりじぎょう）	市町村が経営管理権を取得した森林について経営管理を行う事業。
	市町村森林整備計画（しちょうそんしんりんせいびけいかく）	森林法に基づき市町村長が5年ごとにたてる10カ年計画で、地域森林計画に適合させて、地域の森林・林業関連施策の方向や、森林所有者が行う伐採・造林・間伐などの森林施業の標準的な方法などを定める計画（参考資料7（3）参照）。

	用 語	解 説
	収量比数（しゅうりょうひすう）	森林に成立する立木の混み具合を数字で表現するために用いられる指標。ある平均樹高の時のその林分がもてる最大の幹材積に対する現実林分の材積の比率を示している。
	主伐（しゅばつ）	利用期に達した林木を伐採すること。伐採方法としては、皆伐、択伐、傘伐（漸伐）等がある。
	小班（しょうはん）	同一の林班において、森林所有者、樹種、林齢、作業上の取り扱いなどが同一な森林ごとに細分される区画のこと。
	除伐（じょばつ）	植栽した林がほぼ、うっ閉した時に行う保育作業で、植栽樹種以外の樹種を取り除く作業をいうが、植栽樹種でも形質の劣る場合は合わせて除くこともある。
	人工林（じんこうりん）	人工造林（人の力で苗木や種子を造林地に定着させて仕立てる方法）によって人為的な方法により造成された森林。 天然更新や直播による場合もあるが、通常は人工造林によってできた林を指す。
	森林組合（しんりんくみあい）	森林組合法に基づき組織された森林所有者を組合員とする協同組合のこと。森林所有者の経済的・社会的地位の向上や森林生産力の増進を図ることを目的としている。
	<p>森林計画制度（しんりんけいかくせいど）</p> <p>「全国森林計画」</p> <p>「地域森林計画」</p> <p>「地域森林計画対象民有林」</p> <p>「地域森林計画対象外民有林」</p> <p>「市町村森林整備計画」</p>	<p>国有林、民有林の両者を通じて、森林の管理方法を秩序づけるため、法律や規則等により、森林の取扱いの内容と場所と時期についての予定を一定の形式に整え、実施することで森林の経営を規制する制度。具体的には、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を重視する機能に応じて区分し、望ましい森林へ導くため、森林整備を実施するための方法や数量等を計画することで、国、県、市町村、森林所有者のレベルで計画が作成される。</p> <p>農林水産大臣が森林・林業基本計画に即し、全国の森林について5年ごと15年を1期として立てる計画。</p> <p>民有林を対象として、森林計画区毎に都道府県知事が全国森林計画に即して5年ごと10年を1期として立てる計画。</p> <p>森林法第5条に基づき知事が立てる地域森林計画の対象とする民有林をいい、伐採及び伐採後の造林の届出書、造林補助金、林地開発許可等の対象となる。</p> <p>森林法第2条に規定する森林であるが、地域森林計画の対象としない民有林をいう。</p> <p>森林法第10条の5に基づき、市町村長がその市町村内の森林について5年ごと10年を1期として立てる計画。</p>

用 語	解 説
森林経営計画（しんりんけいえいけいかく）	森林法第11条に基づき、森林所有者又は森林経営の受託を受けた者が、単独又は共同で面的にまとまりをもった森林を対象として作成する伐採、造林、路網整備、森林の保護等に関する5カ年の計画（参考資料7（3）参照）。
森林計画区（しんりんけいかくく）	森林法第7条第1項の規定により、農林水産大臣が知事の意見を聴いて、地勢等を勘案しながら流域別に都道府県の区域を分けて定めたもので、全国で158、秋田県では米代川、雄物川、子吉川の3森林計画区がある。
森林認証（しんりんにんしょう）	持続可能な林業経営の推進と違法伐採木材の排除を図るために、一定の基準の下に第三者機関が認定した森林。
森林法（しんりんほう）	森林の保続培養と林地生産力の増進を図り、国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする法律。森林計画や保安林など、森林に関する基本事項を定めている。
森林簿（しんりんぼ）	地域森林計画を樹立するために必要な地況、林況等の調査を実施し、その結果を林小班ごとに示した簿冊。
森林計画図（しんりんけいかくず）	1/5, 000の地形図に行政区界、林小班界、林道等を示した図面で、森林簿の林小班と整合している。
森林基本図（しんりんきほんず）	空中写真等の図化成果を用いて作成した1/5, 000の地形図。
森林施業（しんりんせぎょう）	森林を維持造成するために、森林に対して行う伐採、造林、保育等の作業を指すとともに、公益的機能を発揮させるという目的を達成するためにおこなう作業をいう。
森林GIS（しんりんじーあいえす）	森林地理情報システム（Geographic Information System）のことをいい、図面を介して森林の位置からいろいろな情報を得ることが出来るシステム。
森林・林業基本計画（しんりん・りんぎょうきほんけいかく）	森林・林業基本法第11条に基づき、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に政府がたてる計画で、全国森林計画をはじめとする森林計画制度の基礎となる計画。森林の取り扱いや木材の供給などについての目標を定めている。
制限林（せいげんりん）	森林法、自然公園法、砂防法等の法令により、立木の伐採が制限されている森林。
成長量（せいちょうりょう）	樹木がある期間に成長した量をいう。通常は樹幹材積の成長した量（材積成長量）をいう。 1年間に成長した量を連年成長量、現在までに成長した量を総成長量、その平均を平均成長量という。
生産森林組合（せいさんしんりんくみあい）	森林の経営の共同化を目的として、森林組合法に基づき設立された協同組合。森林組合が、組合員の森林経営の一部（施業、販売、購買など）の共同を目的とするのに対して、生産森林組合は、組合員の森林経営の全部の共同化を目的としている。
素材生産（そざいせいさん）	立木を伐採、搬出、玉切りし、丸太（素材）にする一連の作業をいう。

	用語	解説
た	大径材生産（たいけいざいせいさん）	天然秋田スギ資源の代替になるような良質な大径材の生産を目指して、林齢100年以上で伐採する方法、理想的な伐期は120～150年であり、施業方法としては超長伐期施業とも呼ばれる。
	択伐（たくばつ）	成熟した森林において単木又は郡状的に立木を伐採・収穫することをいうが、個々の樹木を健全に育てるとともに後継樹が順調に育つように伐採木を選んで伐採することもある。
	地位（ちい）	林地の材積生産力を示すもので、樹種毎に40年生時における樹高をもとにして2m区分で地位指数として表すこともある。
	地況（ちきょう）	位置、気候、地勢、地質、土壌、地位及び地利等の要素を一括して地況という。
	蓄積（ちくせき）	林分の材積の総量を指し、森林簿では施業番号ごとにm3（立方メートル）で整数表記している。
	地利（ちり）	林地が木材の運搬等に関して経済的位置の有利な程度を示すもので、木材市場や製材工場までの距離をランク付けて表す。
	鳥獣保護区（ちょうじゅうほごく）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るため、環境大臣又は都道府県知事が設定する区域。このうち、特に保護繁殖を図る必要がある区域が特別保護区であり、森林の伐採等の制限を受けるため、森林法上、制限林と位置付けられている。
	治山事業（ちさんじぎょう）	森林の維持・造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成などを図る事業。具体的には、荒廃山地の復旧、荒廃危険地における災害の予防、地すべりの防止、水需給上重要な流域における森林の整備、都市近郊における生活環境の整備など。
	長伐期施業（ちょうばつきせぎょう）	通常より高林齢で主伐する施業のことをいい、一般的には標準伐期の2倍まで延長させる施業のこと。長伐期施業は成林状態が長くなるため、公益的機能の維持に効果があるほか、太い大径材を生産する目的でも行われる。
	つる切り（つるきり）	下刈りを終了した後に、樹木に巻き付くフジ・クズ等のつる植物をナタ等で除去する作業をいう。
	天然生林の更新補助作業（てんねんせいりんのこうしんほじょさぎょう）	天然生林は主として自然の力の活用により、次世代の樹木を生育させて保全・管理を行う森林のことで、更新補助作業は、天然更新を促すため、下刈り、枝条処理やかき起こし等の地表処理の作業を行うこと。
	特定保安林（とくていほあんりん）	保安林の指定の目的に即して、機能していないと認められる保安林であって、その区域内に造林、間伐等の施業を早急を実施する必要のある森林が存在するもの。
特用林産物（とくようりんさんぶつ）	森林からの産物のうち、建築資材、パルプなどの原料となる木材を除いたもの。きのこ類、くり・くるみなどの樹実類、わらびなどの山菜類、その他木炭、薪、漆などがある。	
土場（どば）	木材を森林から木材市場や工場まで搬出する過程で、一時的に丸太を集積し、貯木する場所のこと。	

	用語	解説
な	ナラ枯れ (ならがれ)	カシノナガキクイムシという甲虫類の一種と、それに共生する菌によって、ナラ類 (コナラ、ミズナラ、カシワ等) の樹木が枯れる被害。
は	伐期齢 (ばっきれい)	施業目的に従い林分が成熟期に達して、主伐によって収穫する林齢をいう。
	「標準伐期齢」	主要樹種について平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。
	伐採跡地 (ばっさいあとち)	林木を伐採した跡地のこと。
	伐採の届出 (ばっさいのとどけ)	森林法第10条の8第1項の規定により、森林所有者等は地域森林計画対象森林を伐採する場合は、伐採の90日から30日前までに、市町村長へ伐採届出書を提出することが義務付けられている。
	火入れ (ひいれ)	一般的には土地を肥やすため、山野の枯れ草や雑木などを焼くことをいう。
	幅員 (ふくいん)	道の幅のことをいい、車の通る幅を車道幅員といい、これに路肩を加えた幅を全幅員という。
	複層林施業 (ふくそうりんせぎょう)	皆伐をせずに更新を行っていく施業のことで、複数の高さの林冠 (複数の樹冠により構成) を形成するため、複層林という。林冠層が2段の場合は2段林、2段以上は多段林という。
	「樹下植栽」 (じゅかしょくさい)	複層林を造成するとき、上層木がある状態でその下に下層木を植栽する方法。
	保安林 (ほあんりん)	森林の有する水源かん養、災害の防備、生活環境の保全等の公益的機能を発揮させる森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図り、目的の機能の維持・増進を図る。 保安林は森林法第25条第1項に掲げる指定の目的により、17種とされている。
	保安施設地区 (ほあんしせつちく)	水源のかん養や災害の防備の目的のために、国又は都道府県が保安施設事業を行う必要があると認めたときは、農林水産大臣は保安施設事業を行うのに必要な広さと期間の限度において、森林・原野等を指定した地区。
	保育 (ほいく)	目的樹種の成長の障害となる他の植物を人手により取り除き、林木の生長を助ける作業をいう。 下刈り、雪起こし、除伐、つる切り等の作業がある。
	保育間伐 (ほいくかんばつ)	間伐材を林外へ搬出しない間伐 (切り捨て) をいう。
ぼう芽更新 (ぼうがこうしん)	主に広葉樹で、伐採した後の切り株から発生する芽 (ぼう芽) を育てて森林を更新する作業。	
母樹 (ぼじゅ)	天然更新に必要な種子を供給する親となる樹木。また、林木育種の観点からは、遺伝的に優良な選抜された個体を母樹と称している。	

	用語	解説
ま	松くい虫（まつくいむし） もしくは、松くい虫被害	松くい虫とは、松の枯死の原因となるマツノザイセンチュウを運ぶマツノマダラカミキリという昆虫のこと。この昆虫がアカマツやクロマツを食害する時に、マツノザイセンチュウを寄生させることにより、松が枯れる被害を引き起こす。
	守るべきナラ林（まもるべきならりん）	ナラ枯れ被害を受けることにより、国土保全や景観、電線等のライフラインなどに重大な影響を及ぼすおそれがある森林公園、景勝地、道路そば等の森林。
	未立木地（みりゅうぼくち）	無立木地のうち、伐採跡地を除いた林地のこと。
	民有林（みんゆうりん）	森林法第2条第3項に規定される、国有林以外の森林。私有林（個人有、会社有、社寺有等）、公有林（県有、市町村有、財産区有）がある。
	木質バイオマス（もくしつばいおます）	バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をいう。木材に由来するものを「木質バイオマス」といい、樹木の伐採や造材したときに発生する枝・葉などや、製材工場から出るオガクズなどがある。
	モントリオール・プロセス（もんとりおーる・ぷろせす）	1993年にモントリオールにて、欧州を除く温帯林等諸国12カ国（カナダ、アメリカ、メキシコ、チリ、アルゼンチン、ウルグアイ、ニュージーランド、オーストラリア、韓国、中国、ロシア、日本）で持続可能な森林経営を推進するための共通の基準・指標の作成を開始することに同意し、1995年に7基準・67指標を採択した。
や	UJIターン（ゆーじえいあいたーん）	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。
	要整備森林（ようせいびしんりん）	保安機能を確保させるため、特定保安林のうち、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施することが必要な森林。
ら	裸地（らち）	樹木や草本（下層植生）が生えていない状態の土地。
	流域（りゅういき）	河川に降水を供給する区域（集水域）の総称。森林計画制度における流域は、より広義に効率的な森林の整備や木材の生産を行うための地域の範囲をいう。
	流域林業活性化センター（りゅういきりんぎょうかつせいかせんたー）	流域を基本単位として民有林・国有林が一体となって森林整備の管理水準の向上等を推進するために、設置された組織。県下の3流域に設置されている。
	立木（りゅうぼく）	森林法では土地に生立している、個々の木竹のことをいう。
	立木密度（りゅうぼくみつど）	単位面積当たり（1ha）に生立している樹木の密度をいう。密度は本数で表す場合が多い。（本/ha）
	林業成長産業化地域（りんぎょうせいちょうさんぎょうかちいき）	地域の森林資源の循環利用を進め、林業の成長産業化を図ることにより、地元へ利益を還元し、地域の活性化に結びつける取組を推進するため、林野庁が平成29年4月、林業成長産業化創出モデル事業による「林業成長産業化地域」を全国16か所選定し、地域構想に基づく取組を支援する。本県では、秋田県大館北秋田地域が選定された。

	用 語	解 説
	林業成長産業化地域（りんぎょうせいちょうさんぎょうかちいき）	地域の森林資源の循環利用を進め、林業の成長産業化を図ることにより、地元へ利益を還元し、地域の活性化に結びつける取組を推進するため、林野庁が平成29年4月、林業成長産業化創出モデル事業による「林業成長産業化地域」を全国16か所選定し、地域構想に基づく取組を支援する。 本県では、秋田県大館北秋田地域が選定された。
	林業事業体（りんぎょうじぎょうたい）	森林所有者からの受託又は請負等により、森林の造成・育成や木材の生産などを行う事業体の総称。森林組合、造林業者、素材生産業者等をいう。
	林業専用道（りんぎょうせんようどう）	主として森林施業用の車両の走行を想定する道。 普通自動車（10t積程度のトラック）及び大型ホイールタイプフォワードの走行を想定し、森林施業のため特定の人々が利用する必要最低限の構造を持ち、林道台帳により管理されているもの。
	林地（りんち）	森林の土地の部分をいうが、木竹が集団で生立している土地を指す場合が一般的である。
	林地台帳（りんちだいちょう）	地域森林計画の対象となっている民有林について、一筆の森林ごとに、その森林の土地の所有者等を記載した台帳。
	林齢（りんれい）	林分が生立して経過した年数をいうが、人工林は更新年度（植栽年度）を1年生と数えるので、通常3年生の苗木を植栽するため、樹齢（実際の年齢）とは異なる。天然林のような異なった年齢の樹木が混じって生育している場合は、平均年齢を林齢とする。
	林相（りんそう）	森林を構成する樹種、林齢、大きさなどで表される森林の姿をいう。
	林班（りんぱん）	森林計画では、森林の位置を明らかにする必要があることから、対象の森林を字界や尾根、谷等の天然地形で区画したものを「林班」といい、市町村の区域ごとにおおむね50ha程度で設定し、数字で表している。林班内を天然地形等で5ha程度に区画したものを「小班」といい、民有林は数字で表し、国有林は「い、ろ、は・・・」の文字で表している。
	林分（りんぶん）	森林の取扱いの単位となる樹木の集団及びそれが生えている林地を合わせて「林分」という。樹木の集団のみを指す場合は「林木」という。
	林木（りんぼく）	林分を構成している樹木のことをいう。
	齢級（れいきゅう）	林齢を5年単位で区分したもの。Ⅰ齢級は1～5年生、Ⅱ齢級は6～10年生、以下同様に区分する。
	路網整備等推進区域（ろうせいびとうすいしんくいき）	森林整備の集約化と基幹路網の整備により、低コストの森林整備を推進する区域で、市町村森林整備計画において設定される。 ※基幹路網～森林の管理や整備・保全に必要な車道

